

愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時 令和7年4月8日（火）13：30～16：30

場所 二番町ホール

（松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 届出案件についての審議

[届出] 4件

- ・ドラッグコスモス宇和島丸之内店（宇和島市）…… 1～7
- ・ラ・ムー四国中央店（四国中央市）…………… 8～14
- ・（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・
セブン-イレブン新居浜徳常町店（新居浜市）…… 15～20
- ・クスリのアオキ喜光地店（新居浜市）…………… 21～25

4 その他

- （1）次回以降の審議案件の概要等…………… 26
- （2）フォローアップ調査について…………… 27

5 閉 会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

日時 令和7年4月8日(火) 13:30~16:30

場所 二番町ホール

(松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階)

(会 長)

参
考
人
席

谷本委員

有光委員

倉内委員

東委員

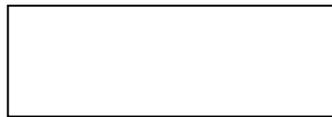
福嶋委員

竹下委員

八束委員

記
者
席

傍
聴
人
席



出
入
口

(事 務 局)

ドラッグコスモス宇和島丸之内店（新設）届出概要

店舗の名称	ドラッグコスモス宇和島丸之内店
所在地	宇和島市丸之内三丁目6番20号 外
設置者 (本社)	株式会社コスモス薬品 (福岡県)
小売業者 (販売物品)	株式会社コスモス薬品 (医薬化粧品、住・生活関連用品、食料品等)
新設年月日	令和7年5月14日
店舗面積	1,273 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	49台 (基準値 42台)
(2) 駐輪場の収容台数	50台 (参考値 37台)
(3) 荷さばき施設の面積	99.0 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	13.50 m ³ (基準値 5.893 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前9時～午後10時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前8時30分～午後10時30分
(3) 駐車場の出入口の数	2箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時

○届出年月日 令和6年 9月13日

○公告年月日 令和6年10月 8日

○説明会開催日 令和6年11月13日 (届出日から2か月以内)

○県意見提示期限 令和7年 5月13日 (届出日から8か月以内)

ドラッグコスモス宇和島丸之内店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署（宇和島警察署）、店舗設置市等と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：近隣商業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・深夜営業は行わない。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年11月13日（水）18：00～18：45 ・場所：南予文化会館 会議室 （宇和島市中央町2-5-1） ・出席者：10名	○
5 対応策の履行	・施工担当者である大和リース株式会社と設置者である株式会社コスモス薬品、立地法担当の株式会社五星とで、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・設置者の開発（立地法）担当者から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。 ・また、従業員には社員教育時に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は、苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。また、状況に応じて、繁忙時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・地元より地域の祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば、受入れを検討する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては、地元自治体等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・週に1～2回程度、店舗周辺の清掃を行う。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：49台（一般用46台 身障者用3台） ・指針基準値による必要台数42台を確保している。 ・「宇和島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」上の必要駐車台数13台を確保している。	○

② 駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・入庫処理能力は出入口 1 箇所あたり 450 台／時間であり、ピーク時来店台数の 68 台/時を上回る。 	○
③ 駐輪場の確保等	収容台数：50 台 <ul style="list-style-type: none"> ・指針参考値による必要台数 37 台を確保している。 ・原付及び自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。 	○
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：99.0 m ² <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力(3 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷(1 台/時)を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は 20 分。	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	(経路の設定) <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を半径 2km とし、国道 56 号線、県道 269 号無月宇和島線、市道栄町港丸之内線、市道丸之内明倫町線を主要アクセス経路とする。 【東方面】ゾーン A (来店) 国道 56 号線を西進→交差点①を右折→市道栄町港丸之内線を北進→出入口 2 を右折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→市道栄町港丸之内線を南進→交差点①を左折→国道 56 号線を東進により退店 【南方面】ゾーン B (来店) 国道 56 号線を北進→交差点①を直進→市道栄町港丸之内線を北進→出入口 2 を右折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→市道栄町港丸之内線を南進→交差点①を直進→国道 56 号線を南進により退店 【西方面】ゾーン C (来店) 市道丸之内明倫町線を東進→交差点①を左折→市道栄町港丸之内線を北進→出入口 2 を右折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→市道栄町港丸之内線を南進→交差点①を右折→市道丸之内明倫町線を西進により退店 【北東方面】ゾーン D (来店) 県道 269 号無月宇和島線を西進→交差点②を左折→市道栄町港丸之内線を南進→出入口 1 を左折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→市道栄町丸之内線を南進→交差点①を左折→国道 56 号線を北東進により退店 【北方面】ゾーン E (来店) 市道栄町港丸之内線を南進→交差点②を直進→市道栄町港丸之内線を南進→出入口 1 を左折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→市道栄町丸之内線を南進→交差点①を左折→国道 56 号線を北東進→交差点③を左折→県道 269 号無月宇和島線を西進→交差点②を右折→市道栄町丸之内線を北進により退店	○

	<p>【北西方面】ゾーンF (来店) 県道 269 号無月宇和島線を東進→交差点②を右折→市道栄町港丸之内線を南進→出入口 1 を左折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→市道栄町丸之内線を南進→交差点①を右折→市道丸之内明倫町線を西進により退店 (円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。 ・新聞の折り込みチラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行う。 ・オープンに伴い、交通渋滞等の周辺地域に影響が生じた場合や、地元警察署から渋滞解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。 	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。 ・出入口付近の見通しを確保した構造とする。 ・各出入口及び業務車両出入口の前面道路は鶴島小学校の通学路に指定されているため、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。 	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の簡易包装、梱包に努める。 ・段ボールの再資源化を図る。 	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討の上、協力する。 ・警察、自治体、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 ・駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖する。 ・定期的巡回による青少年の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。 	○

<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止</p> <p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な作業スペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。 ・可能な限り、荷さばき車両のアイドリング停止の徹底を行う。 ・夜間に荷さばき作業は行わない。(荷さばき時間帯：午前 6 時～午後 10 時) <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前 8 時～午後 10 時) <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防ぐ。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図ることで、渋滞の発生による騒音を防止する。 ・看板の設置により、駐車場内での徐行運転（8 km/h 以下）やアイドリング禁止を励行する。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。 	○
---------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

② 騒音の予測・評価

等価騒音レベル

【昼間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	60	45.2
A 2 F			56.6
B 1 F			42.4
B 2 F			41.2
C 1 F			38.3
C 2 F			47.3

【夜間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	50	14.1
A 2 F			20.5
B 1 F			26.7
B 2 F			26.6
C 1 F			19.6
C 2 F			28.1

※C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
A' 1 F	第3種	50	33.6
A' 2 F			49.8
B' 1 F			53.2
B' 2 F			52.5
C' 1 F			36.8
C' 2 F			56.8

※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

夜間の騒音発生源ごとの最大値についてA' 1 F、A' 2 F、C' 1 F地点においては基準値を下回ったものの、B' 1 F、B' 2 F、C' 2 F地点においては、来客車両走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
B' 1 F	第3種	50	32.4
B' 2 F			31.7
C' 2 F			40.0

これらの基準値を超える音源（来客車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。

なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等

廃棄物保管施設の容量 13.50m³

① 廃棄物等の保管

・指針で定める必要な廃棄物保管容量 5.893 m³を確保している。

② 廃棄物等の処理

・許可業者による運搬・処理を行う。

③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について

・生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など、適切な管理を行い、ごみの散乱や異臭の防止を図る。

(3) 街並みづくり等への配慮等

(景観への配慮)

・周辺の環境に配慮し、違和感のない色合いやデザインとする。

(光害対策)

・屋外照明、広告照明は周辺民家に影響が出ないよう方向や強さに配慮する。

	・照明灯の点灯時間は、日没後から閉店後 30 分とする。	
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場（3.5m×5.0m：2 台、3.5m×6.0m：1 台）を確保する。 ・バリアフリースイレを設置する。	○
環境への配慮	・照明設備は LED とし、消費電力の低減に努める。	○

ドラッグコスモス宇和島丸之内店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
宇和島市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見（案） 意見なし

ラ・ムー四国中央店（新設）届出概要

店舗の名称	ラ・ムー四国中央店
所在地	四国中央市寒川町字澤ノ原 1210 番 外
設置者 (本社)	大黒天物産株式会社 (岡山県)
小売業者 (販売物品)	大黒天物産株式会社 (食料品、住・生活関連用品、酒類等)
新設年月日	令和 7 年 6 月 2 3 日
店舗面積	1, 6 7 6 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	9 2 台 (基準値 6 6 台)
(2) 駐輪場の収容台数	4 2 台 (参考値 4 8 台)
(3) 荷さばき施設の面積	9 8 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	8. 3 m ³ (基準値 7. 8 6 4 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	2 4 時間営業
(2) 駐車場の利用可能時間帯	2 4 時間
(3) 駐車場の出入口の数	2 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	2 4 時間

○届出年月日 令和 6 年 1 0 月 2 2 日

○公告年月日 令和 6 年 1 1 月 1 日

○説明会開催日 令和 6 年 1 2 月 1 1 日 (届出日から 2 か月以内)

○県意見提示期限 令和 7 年 6 月 2 2 日 (届出日から 8 か月以内)

ラ・ムー四国中央店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・国土交通省、四国中央警察署、四国中央市役所等と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：指定なし	○
3 深夜営業についての考え方	・店内アナウンス等により駐車場内における静穏にご協力いただくよう周知する。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年12月11日（水）18：00～19：00 ・場所：寒川公民館 会議室A B （四国中央市寒川町1390番地） ・出席者：10名	○
5 対応策の履行	・施工担当者である株式会社小竹組と設置者である大黒天物産株式会社、立地法担当の株式会社五星とで、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・設置者の開発（立地法）担当者から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。 ・また、従業員には社員教育時に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は、苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。また、状況に応じて、繁忙時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・オープン時には、従業員用駐車場をすべて来客用に開放する。なお、従業員用駐車場は敷地外に別途確保する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・地元より地域の祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば、受入れを検討する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては、地元自治体等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・週に1～2回程度、店舗周辺の清掃を行う。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項	収容台数：92台（一般90台 身障者用2台） ・指針基準値による必要台数66台を確保している。	○

① 駐車場の必要台数の確保											
② 駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・入庫処理能力は出入口 1 箇所あたり 450 台／時間であり、ピーク時来店台数の 101 台/時を上回る。 	○									
③ 駐輪場の確保等	<p>収容台数：42 台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m²あたり 1 台）によると必要駐輪台数は 48 台となるが、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は 14 台と予測される。 <table border="1" data-bbox="550 555 1356 739"> <thead> <tr> <th>店舗名</th> <th>店舗面積</th> <th>ピーク時滞留台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松山北店</td> <td>1,663 m²</td> <td>13 台 (7.82 台/千m²)</td> </tr> <tr> <td>四国中央店 (計画店舗)</td> <td>1,676 m²</td> <td>14 台 (7.82 台×1.676 千m²)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・自動二輪車については、駐輪場を共用で利用する。 	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	松山北店	1,663 m ²	13 台 (7.82 台/千m ²)	四国中央店 (計画店舗)	1,676 m ²	14 台 (7.82 台×1.676 千m ²)	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数									
松山北店	1,663 m ²	13 台 (7.82 台/千m ²)									
四国中央店 (計画店舗)	1,676 m ²	14 台 (7.82 台×1.676 千m ²)									
④ 荷捌き施設の整備等	<p>荷さばき施設の面積：98 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力(4 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷 (2 台/時) を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は 15 分。</p>	○									
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	<p>(経路の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を半径 2km とし、国道 11 号、国道 11 号バイパス、市道寒川江ノ元線、市道公園通り西線、市道中之庄小学校西線を主要アクセス経路とする。 <p>【北西方面】ゾーン A (来店) 市道寒川江ノ元線を南進→交差点①を左折→国道 11 号を東進→出入口 2 を右折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→国道 11 号を西進→交差点①を右折→市道寒川江ノ元線を北進により退店</p> <p>【南方面】ゾーン B (来店) 市道寒川江ノ元線を北進→交差点①を右折→国道 11 号を東進→出入口 2 を右折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→国道 11 号を西進→交差点①を左折→市道寒川江ノ元線を南進により退店</p> <p>【西方面】ゾーン C (来店) 国道 11 号を東進→交差点①を直進→国道 11 号を東進→出入口 2 を右折により来店 (退店) 出入口 2 を左折→国道 11 号を西進→交差点①を直進→国道 11 号を西進により退店</p> <p>【北方面】ゾーン D (来店) 市道公園通り西線を南東進→交差点②を右折→国道 11 号を南西進→出入口 1 を左折により来店 (退店) 出入口 1 を右折→国道 11 号を北東→交差点②を左折→市道公園通り西線を北西進により退店</p>	○									

	<p>【南東方面】ゾーンE (来店) 市道中之庄小学校西線を北西進→交差点②を左折→国道11号を南西進→出入口1を左折により来店 (退店) 出入口1を右折→国道11号を北東進→交差点②を右折→市道中之庄小学校西線を南東進により退店</p> <p>【東方面】ゾーンF (来店) 国道11号バイパスを西進→交差点②を直進→国道11号を南西進→出入口1を左折により来店 (退店) 出入口1を右折→国道11号を北東進→交差点②を斜め右折→国道11号バイパスを東進により退店</p> <p>【北東方面】ゾーンG (来店) 国道11号を南西進→交差点②を直進→国道11号を南西進→出入口1を左折により来店 (退店) 出入口1を右折→国道11号を北東進→交差点②を直進→国道11号を北東進により退店</p> <p>(円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近に駐車場出入口を示す看板を設置する。 ・新聞の折り込みチラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行う。 ・オープン時及び平常時において、交通渋滞等の周辺地域に影響が生じた場合や、地元警察署から渋滞解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。 	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近に停止線、「止まれ」の路面標示を行うとともに、歩行者自転車注意の看板を設置し、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。 ・出入口付近の見通しを確保した構造とする。 ・国道11号線側に歩行者自転車出入口を設置し、当該出入口より入場した箇所に点字ブロックを敷設するとともに、インターフォンを設置する。 ・歩行者自転車出入口から店舗建物まで歩行者自転車用通路を設置する。 	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の簡易包装、梱包に努める。 ・段ボールの再資源化を図る。 	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討の上、協力する。 ・警察、自治体、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 ・定期的巡回による青少年の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。 	○

<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止</p> <p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な作業スペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。 ・可能な限り、荷さばき車両のアイドリング停止の徹底を行う。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前6時～午後6時) <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防ぐ。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入業者、ごみ収集業者、従業員に対し、場内徐行(10km/h以下)の遵守を徹底する。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。 	<p>○</p>
---------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

② 騒音の予測・評価

等価騒音レベル

【昼間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	60	42.0
A 2 F			42.1
B 1 F	B	55	44.1
B 2 F			44.2
C			47.1
D			42.8

【夜間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	50	39.6
A 2 F			39.7
B 1 F	B	45	35.7
B 2 F			36.1
C			44.1
D			42.4

※B類型：主として住居の用に供される地域

※C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
A' 1 F	第2種	45	55.3
A' 2 F			54.2
B' 1 F			44.5
B' 2 F			44.2
C'			50.8
D'			52.7

※第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

夜間の騒音発生源ごとの最大値についてB' 1 F、B' 2 F地点においては基準値を下回ったものの、A' 1 F、A' 2 F、C'、D'地点においては、来客車両走行音、従業員車両走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
A' 1 F	第2種	45	47.3
A' 2 F			46.2
C'			44.8
D'			44.7

これらの基準値を超える音源について、実測値を用いて再予測を行ったところ、C'、D'地点においては基準値を満足したものの、A' 1 F、A' 2 F地点においては基準値を超過した。

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	50	36.3
A 2 F			36.2

基準値を超過した騒音発生源について、近接する建物側において再予測を行ったところ、いずれの地点においても基準値を満足した。

なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等

廃棄物保管施設の容量 8.3m³

① 廃棄物等の保管	・指針で定める必要な廃棄物保管容量 7.864 m ³ を確保している。	
② 廃棄物等の処理	・許可業者による運搬・処理を行う。	○
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など、適切な管理を行い、ごみの散乱や異臭の防止を図る。	○
(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・周辺の環境に配慮し、違和感のない色合いやデザインとする。 ・敷地内に緑地を設置する。 (光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺民家に影響が出ないよう方向や強さに配慮する。 ・照明灯の点灯時間は、日没 30 分前から夜明けまでとする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 2 台) を確保する。 ・多目的トイレを設置する。	○
環境への配慮	・照明設備は LED とし、消費電力の低減に努める。	○

ラ・ムー四国中央店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
四国中央市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

**(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・
セブン-イレブン新居浜徳常町店 (新設) 届出概要**

店舗の名称	(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・ セブン-イレブン新居浜徳常町店
所在地	新居浜市徳常町甲 580 番 3 外
設置者 (本社)	株式会社ドラッグストアモリ (福岡県) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン (東京都)
小売業者 (販売物品)	株式会社ドラッグストアモリ (住・生活関連用品、医薬化粧品、食料品等) 山岡龍太 (食料品、住・生活関連用品等)
新設年月日	令和 7 年 5 月 2 8 日
店舗面積	1, 5 1 9 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	4 7 台 (基準値 4 4 台)
(2) 駐輪場の収容台数	1 1 台 (参考値 4 4 台)
(3) 荷さばき施設の面積	4 8. 0 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	1 4. 8 5 m ³ (基準値 7. 0 9 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	2 4 時間営業
(2) 駐車場の利用可能時間帯	2 4 時間
(3) 駐車場の出入口の数	3 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	荷さばき施設 No. 1 午前 6 時～午後 1 0 時 荷さばき施設 No. 2 2 4 時間

○届出年月日 令和 6 年 9 月 2 7 日

○公告年月日 令和 6 年 1 0 月 1 1 日

○説明会開催日 令和 6 年 1 0 月 2 9 日 (届出日から 2 か月以内)

○県意見提示期限 令和 7 年 5 月 2 7 日 (届出日から 8 か月以内)

(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・
セブン-イレブン新居浜徳常町店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、店舗設置市と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：商業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・夜間、通行に支障がない程度の照明灯を駐車場内に設置する。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年10月29日(火)18:00~18:30 ・場所：新居浜市市民文化会館 第一中会議室(別館3階) (新居浜市繁本町8番65号) ・出席者：6名	○
5 対応策の履行	・株式会社ドラッグストアモリ開発担当者、施工業者である株式会社山陽設計及び立地法の届出業務を行った株式会社エス・ティ・イー総合企画の3社において、定期的に確認作業を実施している。 ・届出事項及び配慮事項について、株式会社ドラッグストアモリ開発担当者が従業員に対し既存店舗研修時やオープン前に開催する会議等で周知する。また、従業員交代時においては、店長より教育を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・オープンに伴い新たに発生する交通量によって周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の周辺地域の生活道路に影響が生じた場合、又は日常の店舗運営に伴い、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。 ・騒音問題について、地元住民等から苦情を受けた場合には店長が状況確認を行い、得られた情報については遅滞なく設置者が報告を受け、株式会社ドラッグストアモリ店舗開発担当者にて対応策を検討する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載することで事前に情報提供を行う。 ・オープン時や繁忙期など来店車両が多く見込まれる際には、出入口付近に交通整理員を3名程度配置する。 ・オープン時において駐車場不足が見込まれる際には、従業員用駐車スペースを来客用に開放することで、駐車需要の充足を図る。	○
8 地域貢献に関する取組み	・従業員の採用にあたっては、地域から優先的に雇用する。 ・定期的に店舗周辺の清掃活動に取り組む。 ・地域の祭りや各種行事について地域自治会から申し出があれば協力を検討する。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：47台(一般用46台 身障者用1台) ・指針基準値による必要台数44台を確保している。	○
② 駐車場の位置及び構造等	・店舗敷地内に設け、平面自走式駐車場(ゲートなし)である。 ・出入口を3箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の69台/時を上回る。	○

<p>③ 駐輪場の確保等</p>	<p>収容台数：11 台</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m²あたり 1 台）によると必要駐輪台数は 44 台となるが、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は 10 台と予測される。 <table border="1" data-bbox="544 315 1350 450"> <thead> <tr> <th>店舗名</th> <th>店舗面積</th> <th>ピーク時滞留台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大洲店</td> <td>1,441 m²</td> <td>10 台 (6.9 台/千m²)</td> </tr> <tr> <td>新居浜徳常店</td> <td>1,519 m²</td> <td>11 台 (6.9 台×1.519 千m²)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 自動二輪車は来客用駐車場を共用で利用する。 	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	東大洲店	1,441 m ²	10 台 (6.9 台/千m ²)	新居浜徳常店	1,519 m ²	11 台 (6.9 台×1.519 千m ²)	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数									
東大洲店	1,441 m ²	10 台 (6.9 台/千m ²)									
新居浜徳常店	1,519 m ²	11 台 (6.9 台×1.519 千m ²)									
<p>④ 荷捌き施設の整備等</p>	<p>荷さばき施設の面積：48 m² (荷さばき施設 1 27 m²、荷さばき施設 2 21 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷さばき施設 1 は、処理能力(3 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷 (1 台/時) を上回っている。 荷さばき施設 2 は、処理能力(3 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷 (1 台/時) を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は 20 分。</p>	○									
<p>⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等</p>	<p>(経路の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商圈を半径 1km とし、市道港町繁本東筋線、市道新居浜港田の上線、主要地方道新居浜角野線、市道泉宮新須賀線を主要アクセス経路とする。 <p>【北方面】 (来店) 市道港町繁本東本筋線を南進→交差点②を右折→出入口③を右折により来店 (退店) 出入口①を左折→市道港町繁本東本筋線を北進により退店</p> <p>【東方面】 (来店) 市道新居浜港田の上線を西進→交差点①を左折→交差点②を右折→出入口③を右折により来店 (退店) 出入口①を左折→交差点①を右折→市道新居浜港田の上線を東進により退店</p> <p>【南方面】 (来店) 主要地方道新居浜角野線を北進→交差点②を直進→出入口①を左折により来店 (退店) 出入口③を左折→交差点②を右折→主要地方道新居浜角野線を南進により退店</p> <p>【西方面】 (来店) 市道泉宮新須賀線を東進→出入口③を左折により来店 (退店) 出入口①を左折→交差点①を左折→市道新居浜港田の上線を西進により退店</p> <p>(円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物敷地東側及び南東側角地には案内標示看板を設置する。 新聞の折り込みチラシに案内経路図を掲載し、来客へ周知する。 オープン時や繁忙時など混雑が予測される場合、必要に応じて交通整理員を 3 名程度配置する。 	○									

	<ul style="list-style-type: none"> ・来客車両による渋滞等、周辺に影響が生じた場合や地元警察署より渋滞解消や安全対策の要望があった場合は、店長が状況確認し、関係機関との協議により対応する。 	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩行者と店舗へ入出庫する来店車両との車両輻輳事故防止のため、出入口に停止線の路面表示を行い、帰宅車両の一旦停止と横断歩行者の安全確認を促す。 ・夜間、通行者に支障がない程度の照明灯を駐車場内に設置する。 	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについて	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。 	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、若しくは店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、要請があれば協議検討のうえ協力する。 ・駐車場内に適切な照明設備を配置するほか、店内に防犯カメラを設置して死角を排除するなど、青少年のたまり場となることを防止する。 ・店舗の責任者を決め、警察及び消防等連絡組織図を作成し、事務所に掲示するなど従業員に周知する。 ・従業員による店内巡回や声かけ等により、事前に犯罪を抑制するとともに、見通しを確保した商品陳列、店舗内外に向けた防犯カメラの設置など、万引き防止等の防犯対策を講じる。 	○
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設は十分なスペースを確保し、計画的な搬出入を行うことで作業時間の短縮に努める。 ・搬入車両は場内の最徐行走行(5km以下)の厳守を業者に指導・徹底するとともに、荷さばき車両のアイドリングを禁止(保冷車は除く)するなど、作業員には騒音防止の意識を徹底する。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に向けての営業宣伝活動用拡声器の設置はない。 <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源となる設備機器は低騒音化型の機器を導入する。また、定期的に保守点検を実施し、故障等による異音の発生を抑制する。 ・排気口については、大きな騒音が出ない形状を選択する。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車走行音が直接伝搬しないよう、住居が面する建物敷地南西側には一部遮音フェンスを設置する。 ・オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図り、渋滞の発生による騒音を防止する。 ・駐車場内に徐行運転やアイドリング禁止を励行する旨を表示した看板を設置し、来店客に注意を喚起する。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝、夜間には回収を行わない。(収集時間帯：午前8時～午後6時) ・ごみの排出量を減らし、収集時間の短縮を図る。 ・業者には騒音抑制の意識を徹底させるとともに、エンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情等が発生した場合は、発生源対策を含め誠意をもって対応する。 	○

② 騒音の予測・評価

等価騒音レベル

【昼間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1	C	60	42.9
A 2			42.8
A 3			42.6
B			48.5
C			43.2
D 1			50.5
D 2			50.2

【夜間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1	C	50	36.8
A 2			36.7
A 3			36.6
B			40.7
C			39.4
D 1			41.0
D 2			40.8

※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
a	第3種	50	87.2
b			62.4
c			58.6
d			66.9

※ 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

夜間の騒音発生源ごとの最大値について a 地点においては台車走行音、荷下ろし音、搬出入車両荷台扉開音、搬出入車両荷台扉閉音、搬出入車両座席扉開閉音、搬出入車両エンジン始動音及び来客・従業員・搬出入車両走行音、b 地点においては来客・従業員・搬出入車両走行音、c 地点においては従業員・搬出入車両走行音、d 地点においては台車走行音、荷下ろし音、搬出入車両荷台扉開音、搬出入車両荷台扉閉音、搬出入車両座席扉開閉音、搬出入車両エンジン始動音及び来客・搬出入車両走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
a	第3種	50	76.4
b			55.1
c			51.3
d			56.1

基準値を超過した車両走行音について、徐行運転時の実測値を用いて評価した結果、すべての地点において基準値を超過した。

地点	類型	基準値	予測値
A 1	C	50	49.4
B			45.0
C			50.0
D 1			62.1

基準値を超過した騒音発生源について、近接する保全対象側において再予測を行ったところ、A 1 地点、B 地点及びC 地点においては基準値を満足したものの、D 1 地点においては基準値を超過した。

なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等
① 廃棄物等の保管

廃棄物保管施設の容量 14.85m³
・指針で定める必要な廃棄物保管容量 7.09 m³を確保している。

② 廃棄物等の処理	・新居浜市清掃センター及び許可業者による運搬・処理を行い、敷地内での処理は行わない。	○
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・排出される生ごみ等は、密閉性が確保されたブロック造の建物に保管するとともに、業者が毎日回収を行うこととし、ごみの散乱や悪臭の漏れが生じないように配慮する。	○
(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・建物の形状はできるだけシンプルな計画とし、三角屋根壁とすることで周辺の環境との調和を図る。 (光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺民家等に影響が出ないように方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から夜明けまでに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者トイレを設置する。 ・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 1 台) を店舗出入口付近に設置する。	○
環境への配慮	・地球温暖化対策や省エネルギー対策として、過剰な照明の削減、冷暖房設備の適切な温度管理、省エネタイプの照明器具の設置を行う。 ・環境美化対策として、店舗周辺の清掃活動を実施する。	○

(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン-イレブン新居浜徳常町店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
新居浜市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

クスリのアオキ喜光地店（変更）届出概要

店舗の名称	クスリのアオキ喜光地店		
所在地	新居浜市喜光地町二丁目 1967-2		
設置者 (本社)	株式会社クスリのアオキ (石川県)		
小売業者 (販売物品)	株式会社クスリのアオキ (医薬品・日用品等)		
変更年月日	令和7年6月16日		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
	店舗面積	1, 494 m ²	1, 788 m ²
	駐車場の位置及び収容台数	120台	80台 (基準値 63台)
	駐輪場の位置及び収容台数	31台	37台 (参考値: 52台)
	開店時刻及び閉店時刻	株式会社ママイ 午前9時00分～ 午後10時00分	株式会社クスリのアオキ 午前8時00分～ 午後10時00分
	駐車場利用可能時間帯	午前8時30分～ 午後10時30分	午前7時30分～ 午後10時15分
その他 (変更に係らない事項)	荷さばき施設の位置及び面積	24.0 m ² (1箇所)	
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	44.5 m ³ (基準値 8.37 m ³) (2箇所)	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	
	荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時	

○届出年月日 令和6年10月15日

○公告年月日 令和6年10月25日

○説明会開催日 令和6年11月27日 (届出日から2か月以内)

○県意見提示期限 令和7年 6月15日 (届出日から8か月以内)

クスリのアオキ喜光地店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価								
I 基本事項										
1 事前の調査等	・ 県警、店舗設置市と事前協議済み。	○								
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・ 用途地域：第1種住居地域	○								
3 深夜営業についての考え方	・ 深夜営業は行わない。	○								
4 説明会の開催	開催日：令和6年11月27日（水）19：00～19：30 場所：新居浜テレコムプラザ1階会議室（新居浜市坂井町二丁目3-17） 出席者：3名	○								
5 対応策の履行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書及び添付図書の内容については、設置者、小売業者、設計者、施工者及び届出コンサルにおいて、随時共有している。また、竣工時に現場にて設計監理担当者が最終確認を行う。 ・ 店長の選任後、開店予定約1か月前を目途に、小売業者の本部責任者より店長へ届出内容の周知を行う。 ・ 現場責任者である店長が従業員を指導する。また、店長は本部と連携をとりながら運営する。 	○								
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店後において、事前の騒音の予測結果との乖離や周辺の住居等の立地法状況の変化により苦情等を頂いた場合は、原因を明らかにし、当該店舗が起因している場合は追加対策を検討する。 ・ 近隣住居の方から騒音に関してご意見をいただいた際は、原因確認の上、当該店舗に起因する場合は駐車場の利用制限、設備稼働時間の見直し、荷さばき時間帯の見直し等の対策を講じる。 	○								
7 繁忙期等の追加的対策	・ 状況に応じて駐車場出入口等に適宜交通整理員を配置し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行う。	○								
8 地域貢献に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望があった場合は、可能な限り地域行事等への協力及び参加する。 ・ 敷地内及びその周辺の清掃や美化に努める。 ・ 従業員採用に当たっての地域及び県内からの優先的雇用と安定的な雇用に努める。 ・ 緊急時の警察署、消防署等との連絡について、全国の営業実績を基にマニュアル化している。 	○								
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項										
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：80台（一般用78台 身障者用2台） ・ 指針基準値による必要台数63台及び当該店舗の利用実態調査に基づく必要台数80台を確保している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">乗客指数 (A)</th> <th style="width: 15%;">日ピーク時 在庫台数(B)</th> <th style="width: 30%;">指針参考値に基づく 必要駐車台数増加分(C)</th> <th style="width: 30%;">必要駐車台数 (A×B+C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.48</td> <td style="text-align: center;">46台</td> <td style="text-align: center;">12台</td> <td style="text-align: center;">80台</td> </tr> </tbody> </table>	乗客指数 (A)	日ピーク時 在庫台数(B)	指針参考値に基づく 必要駐車台数増加分(C)	必要駐車台数 (A×B+C)	1.48	46台	12台	80台	○
乗客指数 (A)	日ピーク時 在庫台数(B)	指針参考値に基づく 必要駐車台数増加分(C)	必要駐車台数 (A×B+C)							
1.48	46台	12台	80台							
② 駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面自走式駐車場（ゲートなし）である。 ・ 出入口は4箇所設置している。 ・ 入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の94台/時を上回る。 	○								
③ 駐輪場の確保等	収容台数：37台 ・ 大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）52台となるが、当該店舗の実態調査結果を基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は37台と予測される。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">乗客指数 (A)</th> <th style="width: 15%;">日ピーク時 在庫台数(B)</th> <th style="width: 30%;">指針参考値に基づく 必要駐輪台数増加分(C)</th> <th style="width: 30%;">必要駐輪台数 (A×B+C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.52</td> <td style="text-align: center;">19台</td> <td style="text-align: center;">8台</td> <td style="text-align: center;">37台</td> </tr> </tbody> </table>	乗客指数 (A)	日ピーク時 在庫台数(B)	指針参考値に基づく 必要駐輪台数増加分(C)	必要駐輪台数 (A×B+C)	1.52	19台	8台	37台	○
乗客指数 (A)	日ピーク時 在庫台数(B)	指針参考値に基づく 必要駐輪台数増加分(C)	必要駐輪台数 (A×B+C)							
1.52	19台	8台	37台							

	<ul style="list-style-type: none"> ・自動二輪車は、駐車場を共用で利用している。 ・従業員等により適宜巡回し、整理整頓に努める。 ・営業時間外はチェーン・バリカー等による閉鎖を検討する。 ・駐輪場案内看板を設置する。 	
④ 荷捌き施設の整備等	<p>荷さばき施設の面積：24.0 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設は、処理能力(3台/時)を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷(2台/時)を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は20分。</p>	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	<p>(経路の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を半径2kmとし、国道11号線、県道11号線及び同47号線を主要アクセス経路とする。 <p>【北方面】ゾーンA (来店) 県道11号線を南進→東城交差点を直進→県道47号線を南進→出入口①又は②を左折により来店 (退店) 出入口①を右折→県道47号線を北進→東城交差点を直進→県道11号線を北進により退店</p> <p>【東方面】ゾーンB (来店) 国道11号線を西進→東城交差点を左折→県道47号線を南進→出入口①又は②を左折により来店 (退店) 出入口①を右折→県道47号線を北進→東城交差点を右折→国道11号線を東進により退店</p> <p>【南方面】ゾーンC (来店) 県道47号線を北進→出入口③を右折により来店 (退店) 出入口②又は③を左折→県道47号線を南進により退店</p> <p>【西方面】ゾーンD (来店) 国道11号線を東進→東城交差点を右折→県道47号線を南進→出入口①又は②を左折により来店 (退店) 出入口①を右折→県道47号線を北進→東城交差点を左折→国道11号線を西進により退店</p> <p>(円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出入口に案内看板を設置している。 ・ホームページにより店舗の位置を掲載している。 ・繁忙時等においては、状況に応じて駐車場出入口等に適宜交通誘導員等の配置を検討し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行う。 ・当該店舗が起因する渋滞等が生じ、地元警察から要望があった場合は、コンサルタントを通じ関係機関と協議の上、対策を検討する。 	○
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に歩行者等の横断帯を設置している。 ・敷地内に屋外照明を設置している。 ・繁忙時等においては、状況に応じて駐車場出入口等に適宜交通誘導員等の配置を検討し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行う。 ・搬入車両の入出庫時は従業員等により歩行者の安全確保及び来客車両との交錯防止に努める。 	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を行い、適切に運搬、処理を行う。 ・簡易包装の推進と効率的な配送計画により、廃棄物の発生抑制に努める。 ・廃棄物保管施設は定期的に清掃する。 	○
(4) 防災・防犯対策へ	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的要請があれば、可能な範囲で協力する。 	○

<p>の協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に防犯上必要な照明を設置する。 ・従業員等により適宜敷地内の巡回を行う。 ・店舗内の商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置するとともに、防犯カメラの設置による補完対策を講じる。 																																																																															
<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設は適正な位置に配置し、さらに十分な作業スペースを確保することで、作業時間の短縮を図る。 ・搬入車両の徐行運転と不必要なアイドリングの禁止を周知する。 ・作業人員への騒音防止意識を周知する。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に収集作業は行っていない。(収集時間帯：午前6時～午後10時) <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型機器を導入する。 ・必要最小限の稼働とする。 ・定期的にメンテナンスを行う。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客者に対し掲示板等によりアイドリングストップを呼びかける。 ・夜間においては一部の駐車場の利用を制限することで、近隣居住者へ配慮を行う。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住居の方から騒音に関してご意見をいただいた際は、原因確認の上、当該店舗に起因する場合は対策を講じる。 	○																																																																														
<p>② 騒音の予測・評価</p>	<p>等価騒音レベル</p> <table border="1" data-bbox="486 1070 1369 1451"> <thead> <tr> <th colspan="4">【昼間】 (単位：dB)</th> <th colspan="4">【夜間】 (単位：dB)</th> </tr> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A (1F)</td> <td rowspan="10">B</td> <td rowspan="10">55</td> <td>39.8</td> <td>A (1F)</td> <td rowspan="10">B</td> <td rowspan="10">45</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>A (2F)</td> <td>43.7</td> <td>A (2F)</td> <td>43.0</td> </tr> <tr> <td>B (1F)</td> <td>50.7</td> <td>B (1F)</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>C (1F)</td> <td>45.2</td> <td>C (1F)</td> <td>27.0</td> </tr> <tr> <td>C (2F)</td> <td>45.1</td> <td>C (2F)</td> <td>28.6</td> </tr> <tr> <td>D (1F)</td> <td>42.2</td> <td>D (1F)</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>D (2F)</td> <td>42.3</td> <td>D (2F)</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>E (1F)</td> <td>43.2</td> <td>E (1F)</td> <td>29.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※B類型：主として住居の用に供される地域</p> <p>等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。</p> <p>夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)</p> <table border="1" data-bbox="486 1653 1109 2078"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P 1 (1F)</td> <td rowspan="12">第2種</td> <td rowspan="12">45</td> <td>33.7</td> </tr> <tr> <td>P 1 (2F)</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td>P 2 (1F)</td> <td>42.0</td> </tr> <tr> <td>P 2 (2F)</td> <td>41.8</td> </tr> <tr> <td>P 3 (1F)</td> <td>66.2</td> </tr> <tr> <td>P 4 (1F)</td> <td>45.4</td> </tr> <tr> <td>P 4 (2F)</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>P 5 (1F)</td> <td>44.7</td> </tr> <tr> <td>P 5 (2F)</td> <td>44.3</td> </tr> <tr> <td>P 6 (1F)</td> <td>38.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p>	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)				地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値	A (1F)	B	55	39.8	A (1F)	B	45	38.1	A (2F)	43.7	A (2F)	43.0	B (1F)	50.7	B (1F)	24.9	C (1F)	45.2	C (1F)	27.0	C (2F)	45.1	C (2F)	28.6	D (1F)	42.2	D (1F)	27.2	D (2F)	42.3	D (2F)	29.4	E (1F)	43.2	E (1F)	29.2	地点	区域	基準値	予測値	P 1 (1F)	第2種	45	33.7	P 1 (2F)	34.1	P 2 (1F)	42.0	P 2 (2F)	41.8	P 3 (1F)	66.2	P 4 (1F)	45.4	P 4 (2F)	45.0	P 5 (1F)	44.7	P 5 (2F)	44.3	P 6 (1F)	38.6	○
【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)																																																																												
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値																																																																									
A (1F)	B	55	39.8	A (1F)	B	45	38.1																																																																									
A (2F)			43.7	A (2F)			43.0																																																																									
B (1F)			50.7	B (1F)			24.9																																																																									
C (1F)			45.2	C (1F)			27.0																																																																									
C (2F)			45.1	C (2F)			28.6																																																																									
D (1F)			42.2	D (1F)			27.2																																																																									
D (2F)			42.3	D (2F)			29.4																																																																									
E (1F)			43.2	E (1F)			29.2																																																																									
地点			区域	基準値			予測値																																																																									
P 1 (1F)			第2種	45			33.7																																																																									
P 1 (2F)	34.1																																																																															
P 2 (1F)	42.0																																																																															
P 2 (2F)	41.8																																																																															
P 3 (1F)	66.2																																																																															
P 4 (1F)	45.4																																																																															
P 4 (2F)	45.0																																																																															
P 5 (1F)	44.7																																																																															
P 5 (2F)	44.3																																																																															
P 6 (1F)	38.6																																																																															

	<p>夜間の騒音発生源ごとの最大値について、P 3 (1F)、P 4 (1F) 地点において、来客車両走行音により基準値を超過した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P 3' (1F)</td> <td>第2種</td> <td>45</td> <td>50.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準値を超過した騒音発生源について、近接する敷地境界において再々予測を行ったところ、P 3' 地点で基準値を超過した。 ※P 4は隣接地との敷地境界であるため省略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P 3'' (1F)</td> <td rowspan="2">第2種</td> <td rowspan="2">45</td> <td>36.8</td> </tr> <tr> <td>P 4'' (1F)</td> <td>43.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準値を超過した騒音発生源について、近接する建物側において再々予測を行ったところ、全ての地点で基準値を満足した。</p> <p>なお、騒音に関して苦情等が発生した場合は、誠意を持って対応する。</p>	地点	区域	基準値	予測値	P 3' (1F)	第2種	45	50.1	地点	類型	基準値	予測値	P 3'' (1F)	第2種	45	36.8	P 4'' (1F)	43.9	
地点	区域	基準値	予測値																	
P 3' (1F)	第2種	45	50.1																	
地点	類型	基準値	予測値																	
P 3'' (1F)	第2種	45	36.8																	
P 4'' (1F)			43.9																	
(2) 廃棄物に係る事項等	<p>廃棄物保管施設の容量 44.5m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 指針で定める必要な廃棄物保管容量 8.37 m³を確保している。 	○																		
① 廃棄物等の保管																				
② 廃棄物等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 許可業者による運搬・処理を行っており、敷地内での処理は行っていない。 	○																		
③ その他設置者としての廃棄物等に関する対応方針について	<ul style="list-style-type: none"> 建物内に保管し、周辺地域への廃棄物の散逸を防止する。また、保管庫は定期的に清掃を行う。 一般廃棄物は、廃棄物の排出抑制や資源ごみの分別を通じた廃棄物の減量化に努めるとともに、排出する廃棄物は適正に処理する。 	○																		
(3) 街並みづくり等への配慮等	<p>(景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周囲の街並みに対して過度な色彩、外観とならないように配慮している。 <p>(光害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外照明や広告物の照明等については、照明の配置・方向・強さ・点灯時間など、周辺地域に配慮した計画とする。 照明設備は近隣住宅等に照射することがないように配慮し、点灯時間は駐車場利用可能時間終了時刻までを予定している。 	○																		
指針の配慮事項以外の項目																				
バリアフリーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 身障者用駐車スペース (3.5m×5.0m : 2台) を確保している。 身障者用トイレを設置する。 	○																		

クスリのアオキ喜光地店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
新居浜市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

4 その他

(1) 次回以降の審査案件

大規模小売店舗の名称(所在地)	主な届出内容 (新設・変更日)	届出 年月日	公告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
ドラッグコスモス八幡浜店 (八幡浜市)	新設(店舗面積1,345㎡) (R7.7.12)	R6.11.11	R6.11.26	R6.12.25	R7.3.26	R7.7.11
スーパーセレクトライアル西条店 (西条市)	新設(店舗面積4,278㎡) (R7.7.14)	R6.11.13	R6.11.26	R7.1.7	R7.3.26	R7.7.13
ラ・ムー今治店 (今治市)	新設(店舗面積1,594㎡) (R7.7.14)	R6.11.13	R6.11.26	R7.1.10	R7.3.26	R7.7.13
クスリのアオキ今治城東店 (今治市)	新設(店舗面積1,280㎡) (R7.9.11)	R7.1.10	R7.1.24	R7.3.6	R7.5.23	R7.9.10
クスリのアオキ上分店 (四国中央市)	店舗面積の合計:1,601.88㎡⇒1,847㎡ 駐車場の位置及び収容台数:72台⇒71台 馬場場の位置及び収容台数:50台⇒16台 開店時刻及び閉店時刻:午前9時～午後9時 45分⇒午前8時～午後10時 駐車場利用可能時間帯:午前8時45分～午後10時 ⇒午前7時45分～午後10時15分 荷さばき可能時間帯:午前7時～午後7時⇒ 午前6時～午後10時	R7.2.6	R7.2.21	未定	R7.6.20	R7.10.6
クスリのアオキ今治本町店 (今治市)	店舗面積の合計:1,350.55㎡⇒1,638.47㎡ 駐車場の位置及び収容台数:110台⇒74台 馬場場の位置 荷さばき施設の位置及び面積:199.68㎡⇒ 72.0㎡ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量:132.3 ㎡⇒27.0㎡	R7.2.6	R7.2.21	R7.3.6	R7.6.20	R7.10.6
ドラッグコスモス大可賀店 (松山市)	新設(店舗面積1,299㎡) (R7.10.20)	R7.2.19	R7.2.28	未定	R7.6.27	R7.10.19
(仮称)mac 西条国安店	新設(店舗面積1,127㎡) (R7.10.10)	R7.2.21	R7.3.7	R7.4.14	R7.7.7	R7.10.21

※網掛部は審議会案件(新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等)である。

(2) フォローアップ調査について
調査予定等

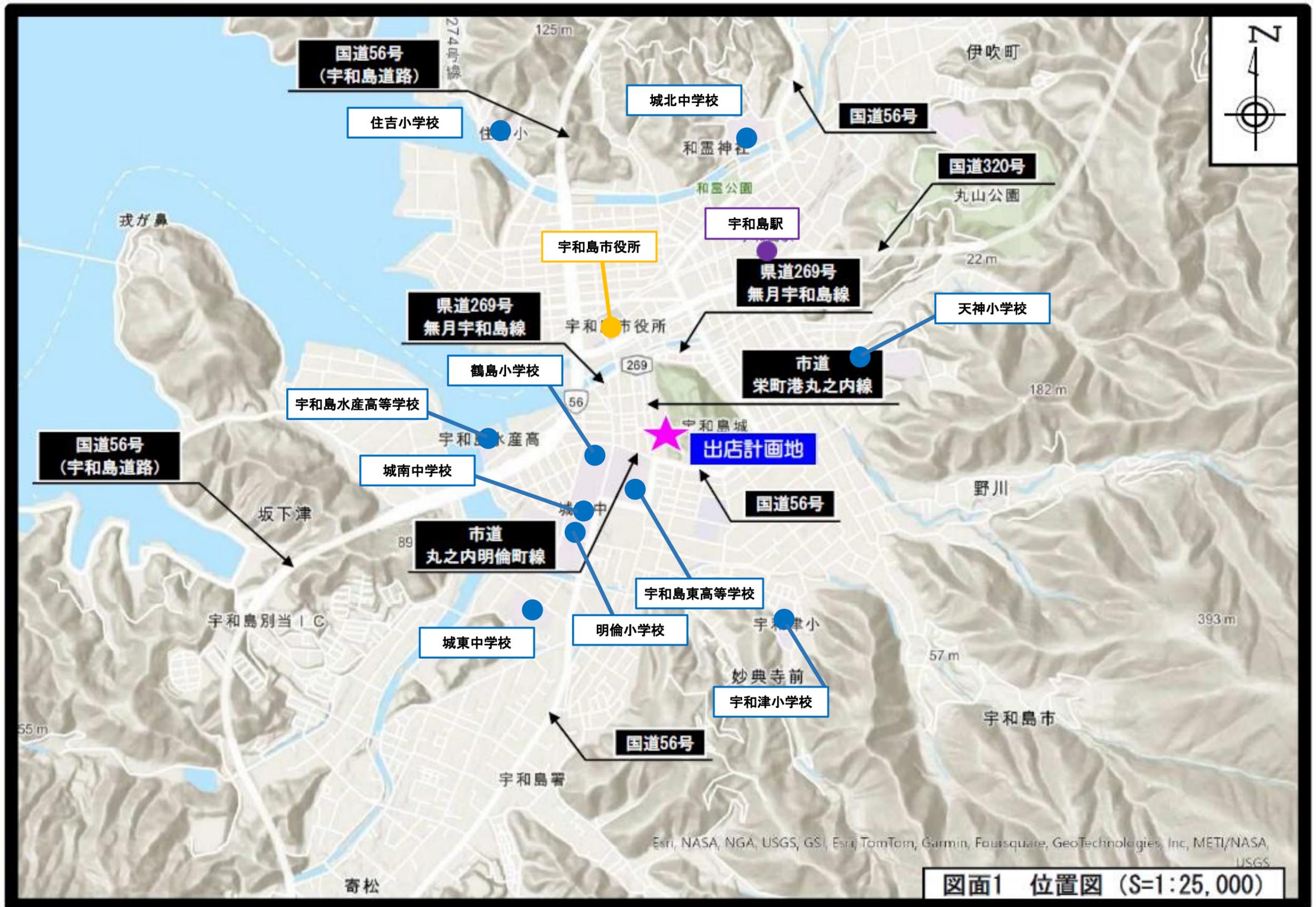
大規模小売店舗の届出 名称 (所在地)	届出 内容	届出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
(仮称) ダイレックス 新居浜高専通り店 (新居浜市)	新設	R6. 4. 4	R6. 11. 13	R6. 11. 28	(新居浜市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び 店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活 環境への問題は発生しておらず、また、 周辺住民からの苦情も発生していない ため、問題なし。
ドラッグコスモス下松 薬店 (西予市)	新設	R6. 4. 26	R6. 11. 13	R7. 1. 25	照会中
(仮称) ドラッグスト アモリ北条辻店 (松山市)	新設	R6. 5. 1	R6. 11. 13	R7. 3. 29 (予定)	5月下旬照会予定
mac 大洲北只店 (大洲市)	新設	R6. 6. 6	R7. 1. 24	R7. 1. 31	照会中
ドラッグコスモス北高 下店 (今治市)	新設	R6. 6. 13	R7. 1. 24	R7. 3. 22	5月下旬照会予定
(仮称) スポーツ小売 計画店舗 (松山市)	新設	R6. 6. 26	R7. 1. 24	R7. 4. 4 (予定)	今後照会予定

参考資料（関係図面）

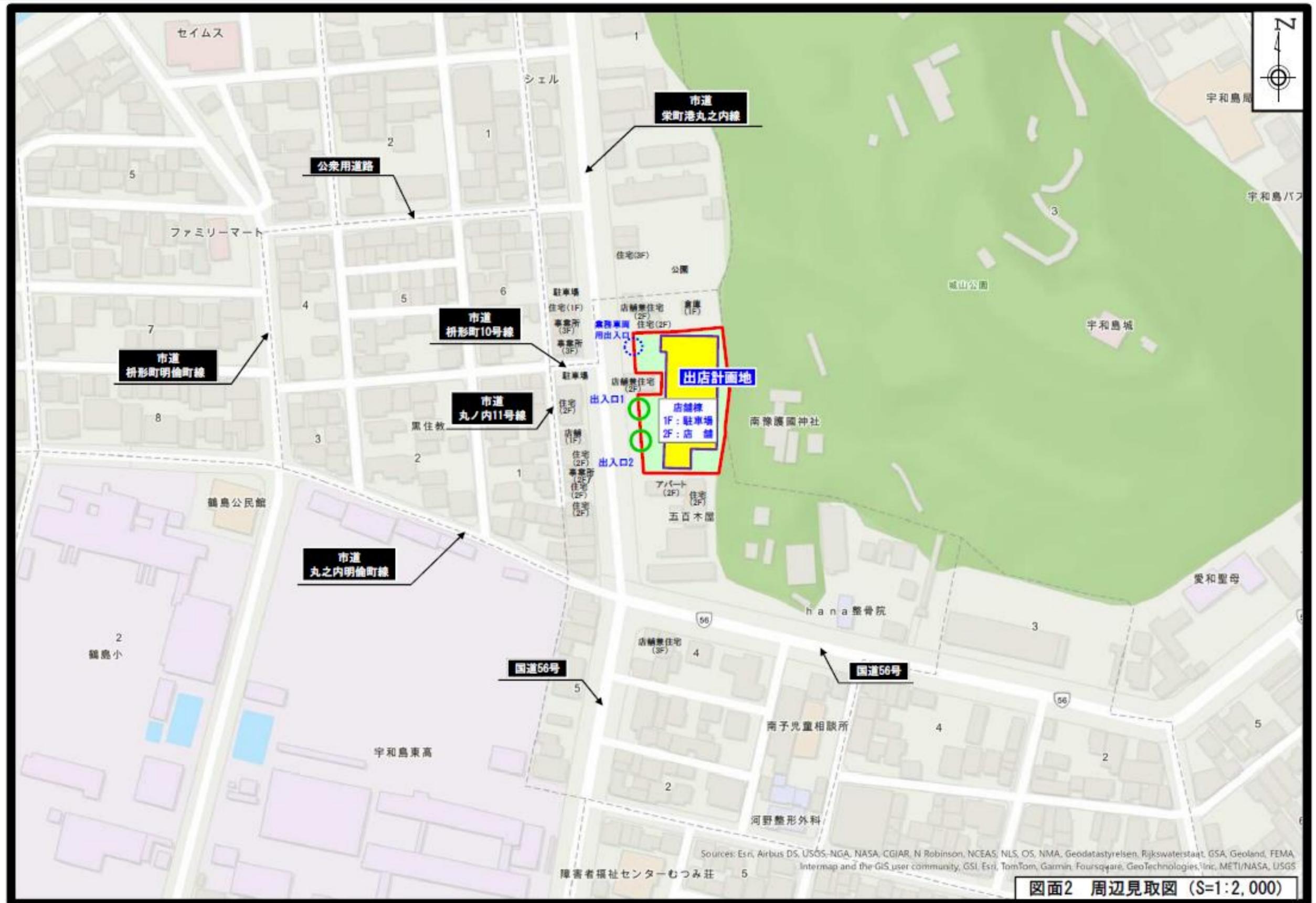
（1）届出案件についての審査（4件）

○ドラッグコスモス宇和島丸之内店	1	～	9
○ラ・ムー四国中央店	10	～	19
○（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン-イレブン新居浜徳常町店	20	～	27
○クスリのアオキ喜光地店	28	～	38

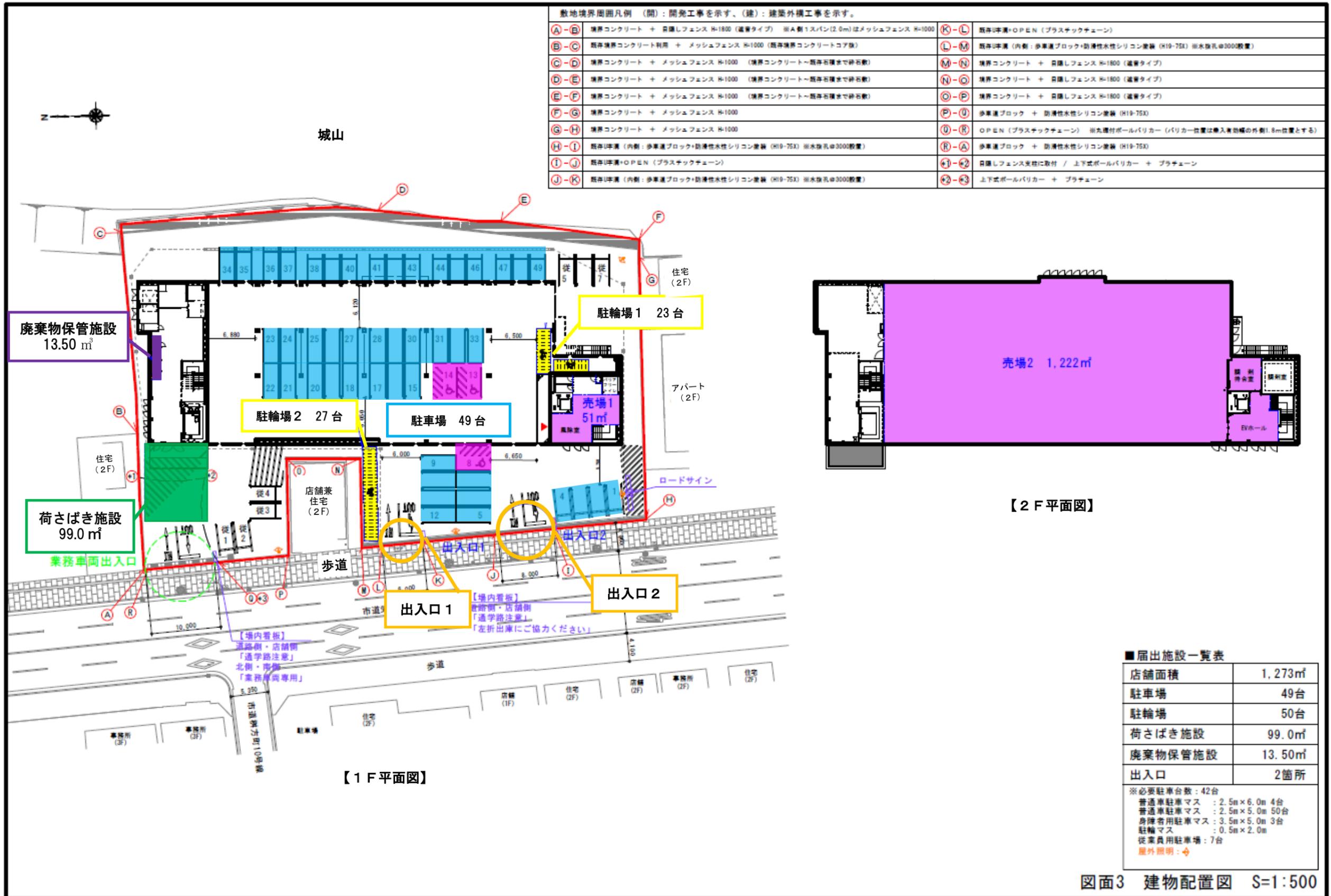
図面① 広域見取図（ドラッグコスモス宇和島丸之内店）



図面② 周辺見取図（ドラッグコスモス宇和島丸之内店）

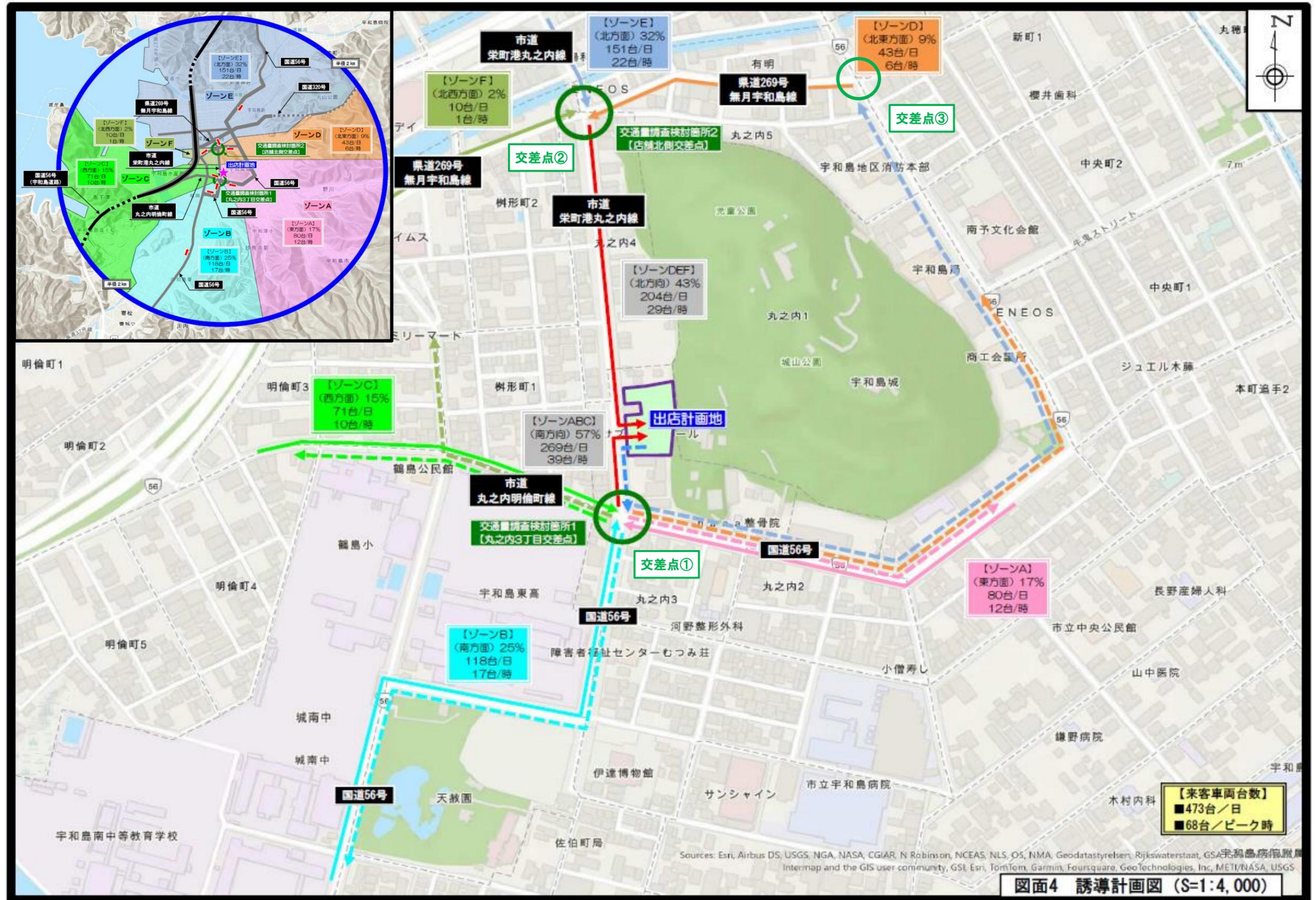


図面③ 配置図 (ドラッグコスモス宇和島丸之内店)

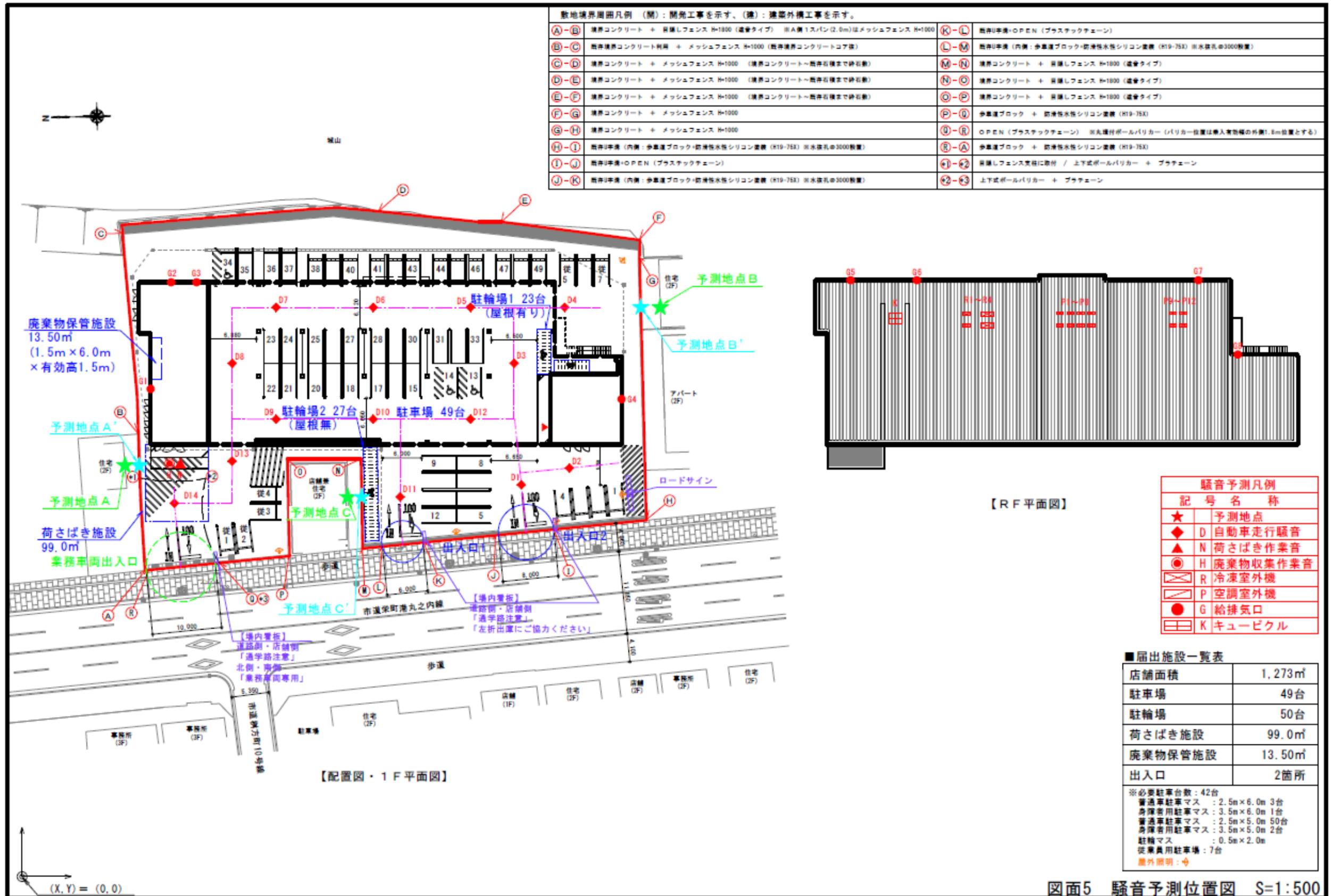


図面3 建物配置図 S=1:500

図面④ 誘導経路図（ドラッグコスモス宇和島丸之内店）

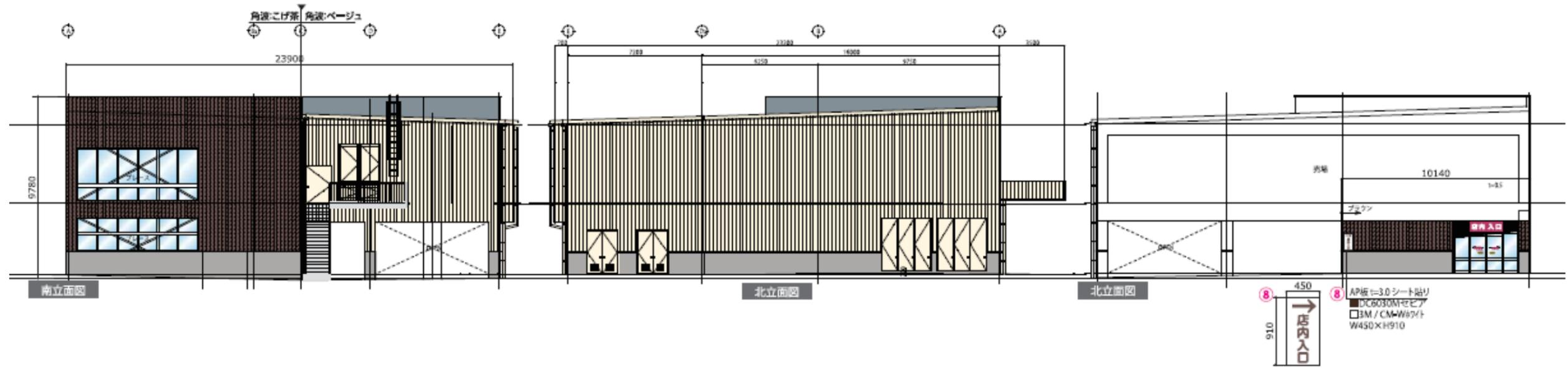


図面⑤ 騒音予測地点位置図（ドラッグコスモス宇和島丸之内店）



図面5 騒音予測位置図 S=1:500

図面⑦ 店舗外観② (ドラッグコスモス宇和島丸之内店)



南側

北側

図面⑧ 駐車場サイン等① (ドラッグコスモス宇和島丸之内店)



⑦ 注意喚起サイン S:1/20 2カ所

910
600

お願い
近隣住民の方にご迷惑になりますので、
お静かに
お願いいたします。

ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

⑤ 注意喚起サイン S:1/20 1カ所

910
600

お願い
近隣住民の方にご迷惑になりますので、
アイドリングストップ!!
にご協力下さい。

ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

③ 注意喚起サイン S:1/20 2カ所

910
600

お願い
前向き駐車
アイドリングストップ!!
にご協力下さい。

ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

① 注意喚起サイン S:1/20 2カ所

910
600

**お買い物目的以外の駐車は
厳にお断りいたします!!**

駐車場の手続の誤、お買い物をお済ませた後でも
車内での飲食、飲酒、喫煙、携帯電話 等は厳しく
お断りします。発見次第、車内等のお断りを受け
させていただきます。
また、罰金1日1万円を申し立てます。

ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

⑨ 立ち入り禁止サイン S:1/20 1カ所

350
150

立入禁止

カラビナでブラチェーンに取付
片面表示
AP板t3.0IJ出力シート貼り

⑧ 注意喚起サイン S:1/20 5カ所

490
600

8km徐行

ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

⑥ 注意喚起サイン S:1/20 1カ所

910
600

搬送業者の皆さまへ
近隣住民の方にご迷惑になりますので、
作業時は、お静かに
お願いいたします。

ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

④ 注意喚起サイン S:1/20 2カ所

910
600

**車上禁らしに
ご注意ください!**

※お買い物の際は鍵を閉じていただき、荷物を
車内に置いておかないでください。
※お荷物や貴重カメラ等に盗難が心配な場合は、
※盗難被害に備えてお断りいたします。
※盗難被害に備えてお断りいたします。
※盗難被害に備えてお断りいたします。

ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

② 注意喚起サイン S:1/20 4カ所

910
600

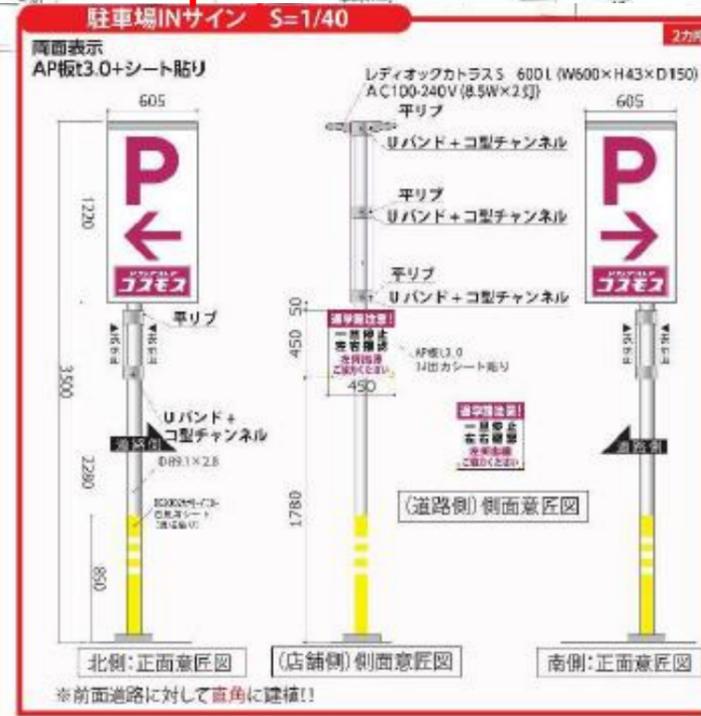
監視カメラ 作動中
ポイ捨て禁止

この・煙草・空き缶を捨てないで下さい。

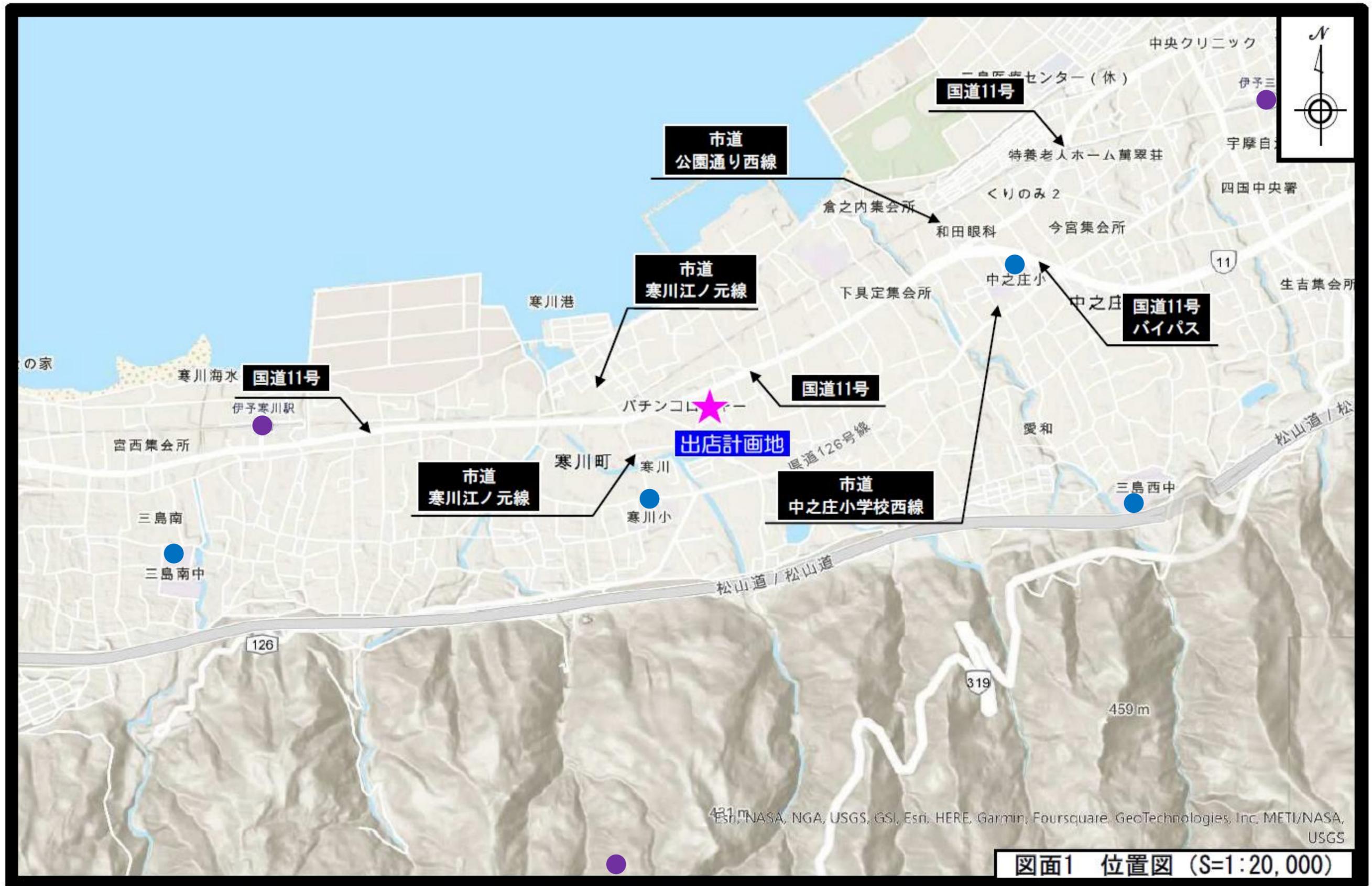
ドラッグコスモス

表示面 / アルミ複合板×3.0mm巻込(ガラスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

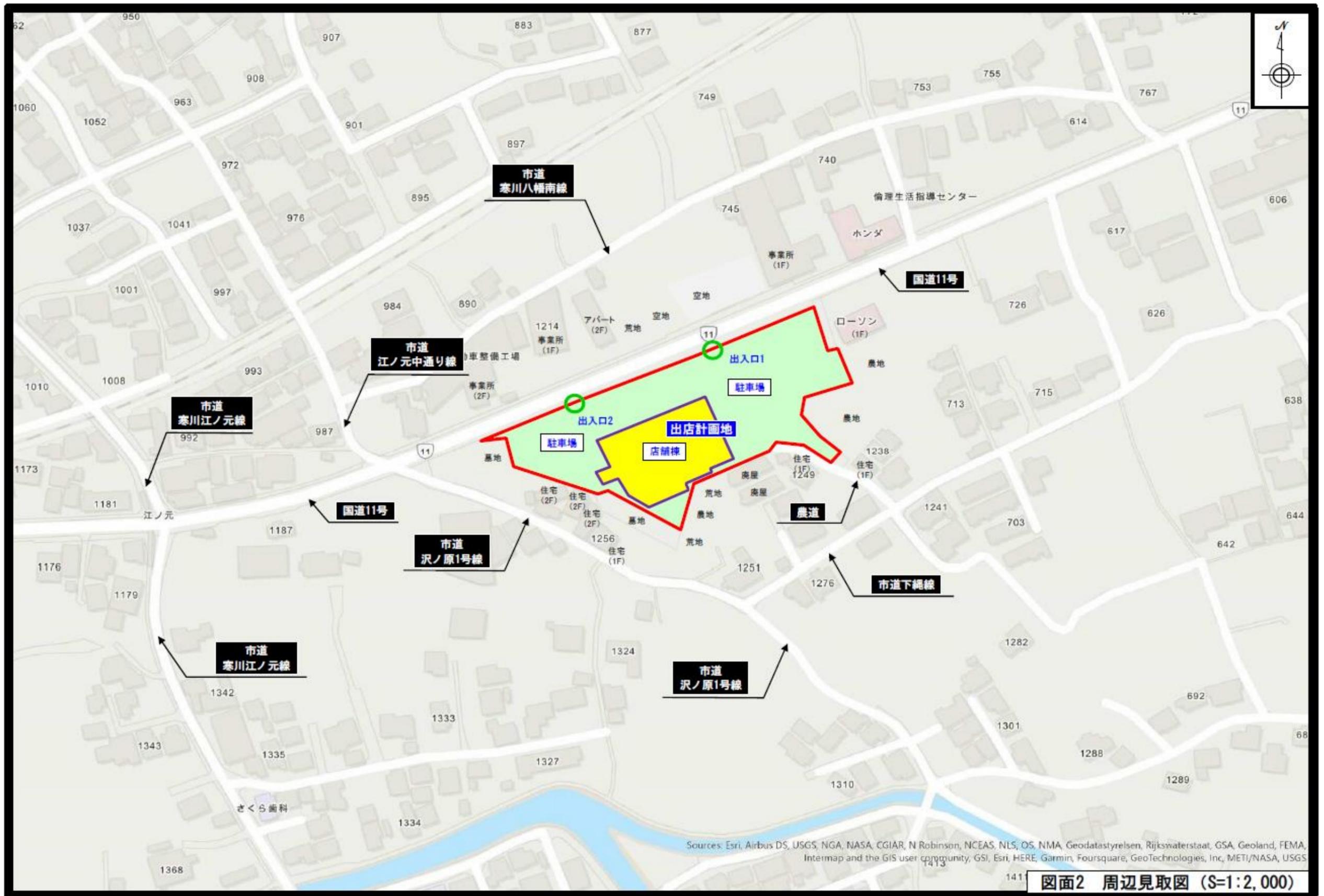
図面⑨ 駐車場サイン等② (ドラッグコスモス宇和島丸之内店)



図面⑩ 広域見取図（ラ・ムー四国中央店）



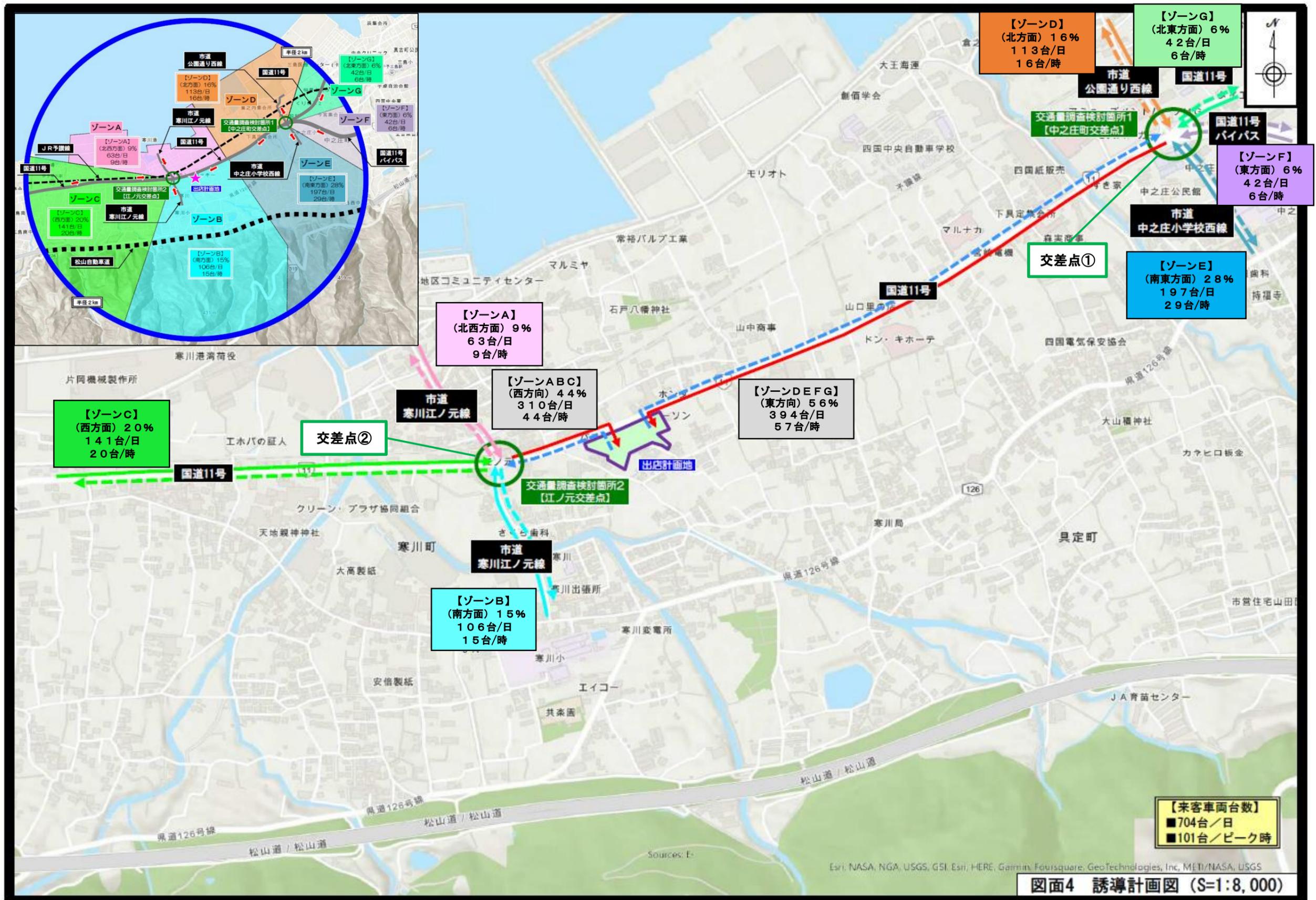
図面⑪ 周辺見取図（ラ・ムー四国中央店）



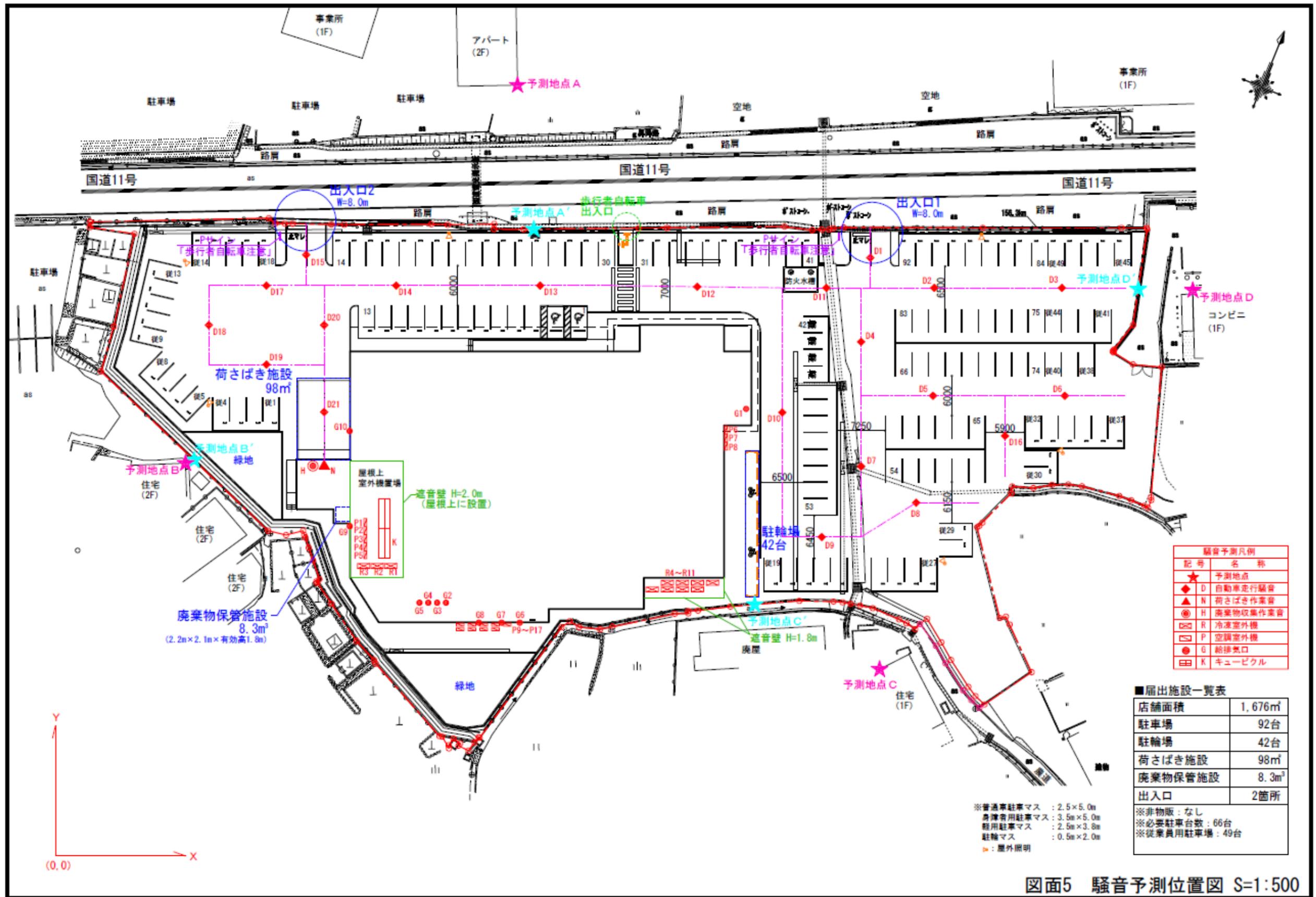
図面⑫ 配置図 (ラ・ムー四国中央店)



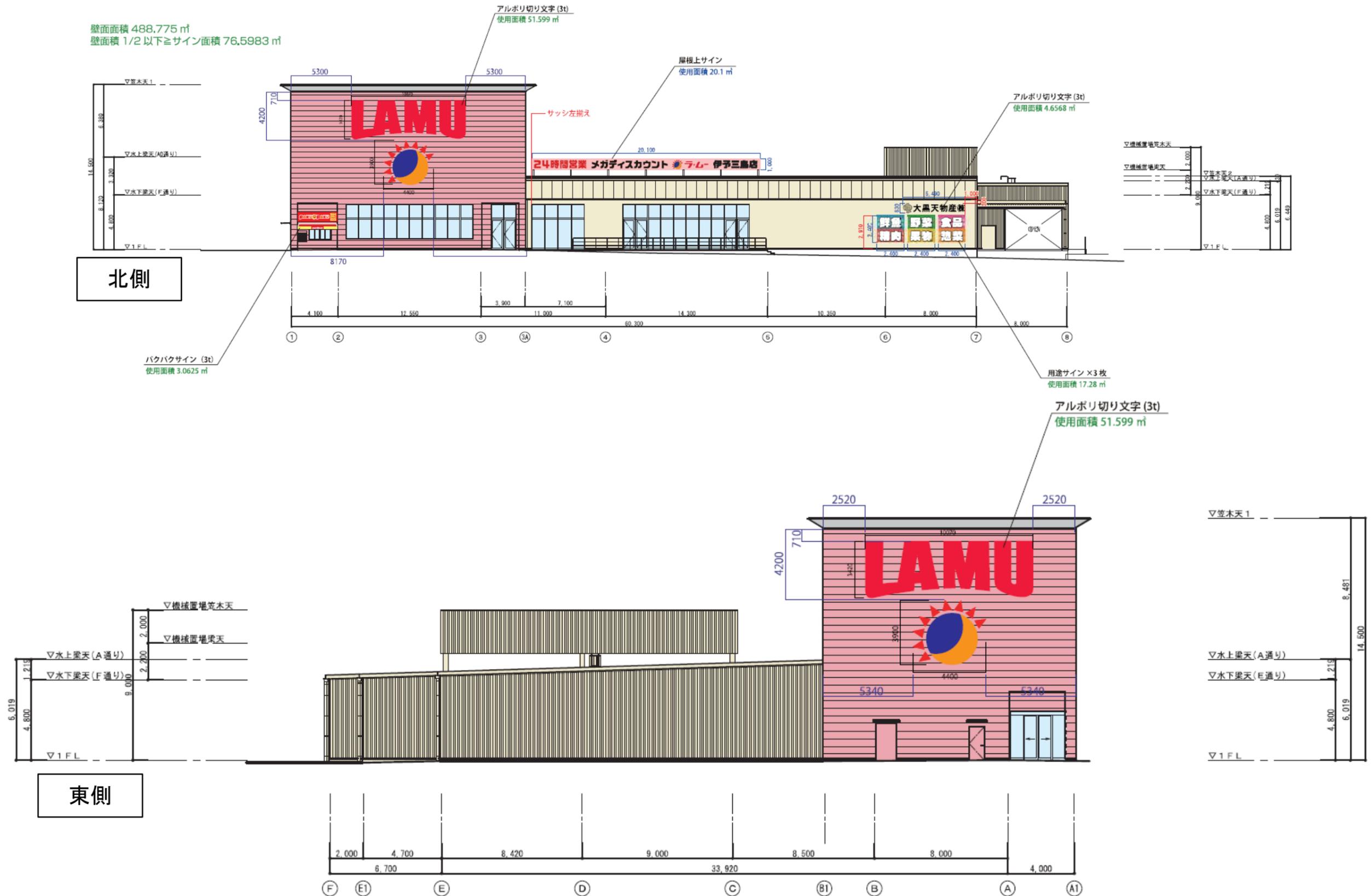
図面⑬ 誘導経路図 (ラ・ムー四国中央店)



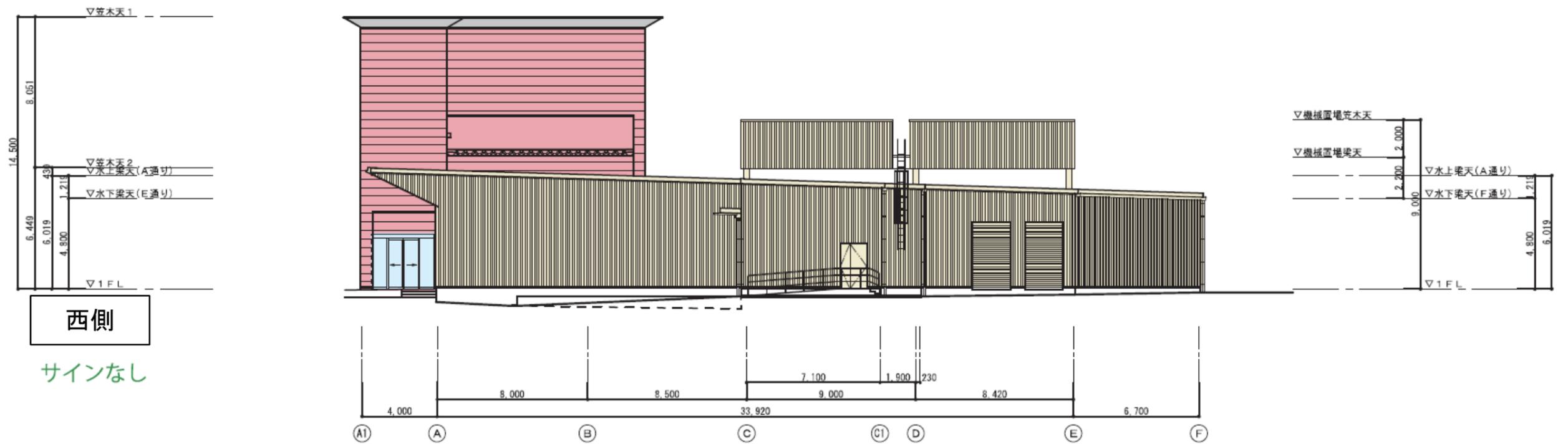
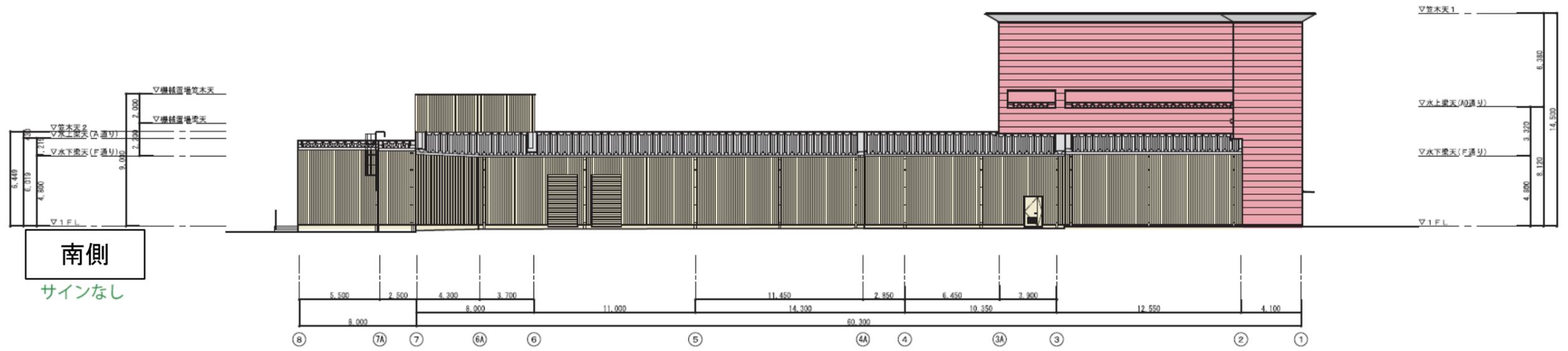
図面⑭ 騒音予測地点位置図 (ラ・ムー四国中央店)



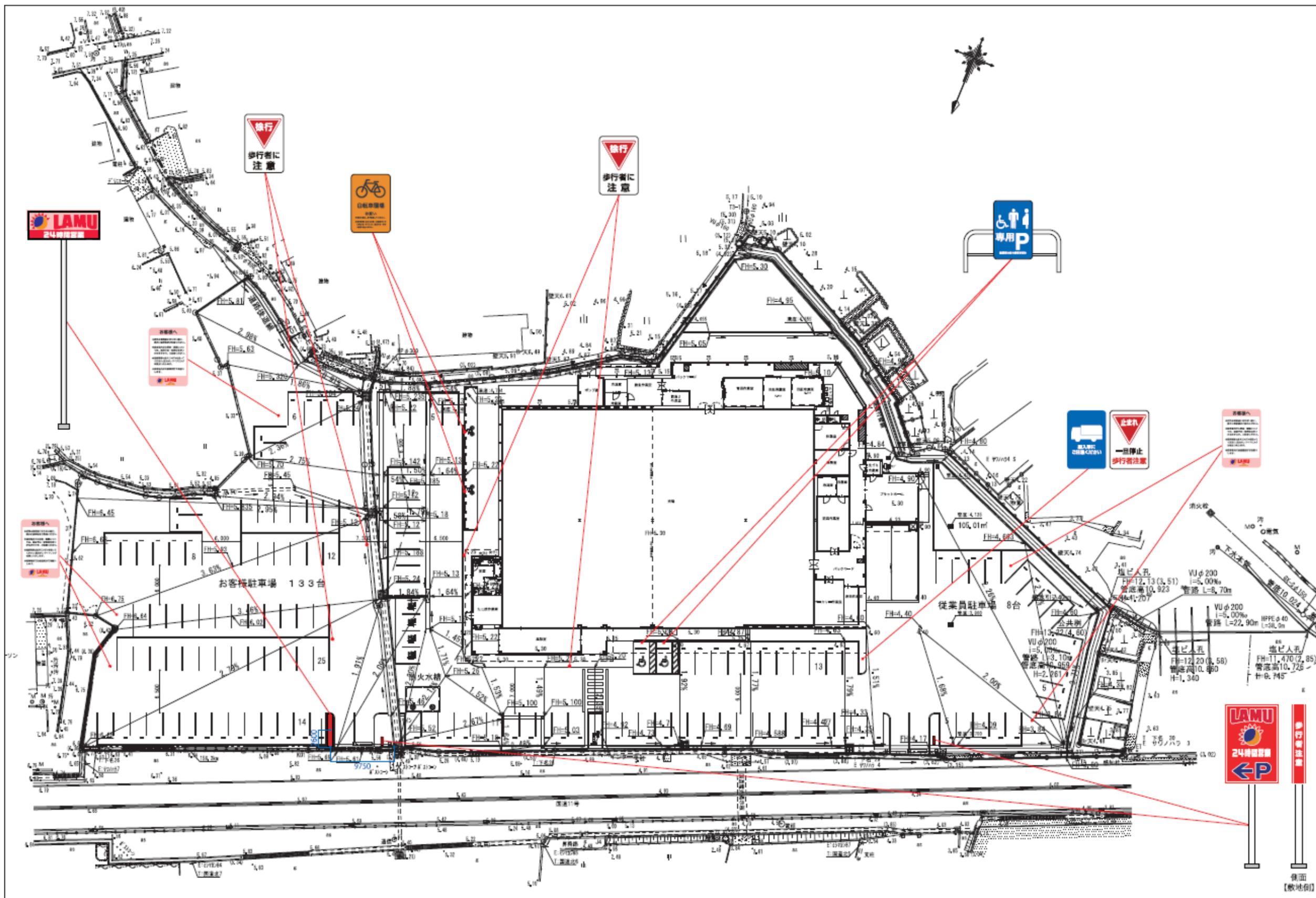
図面⑮ 店舗外観（ラ・ムー四国中央店）



図面⑯ 店舗外観（ラ・ムー四国中央店）

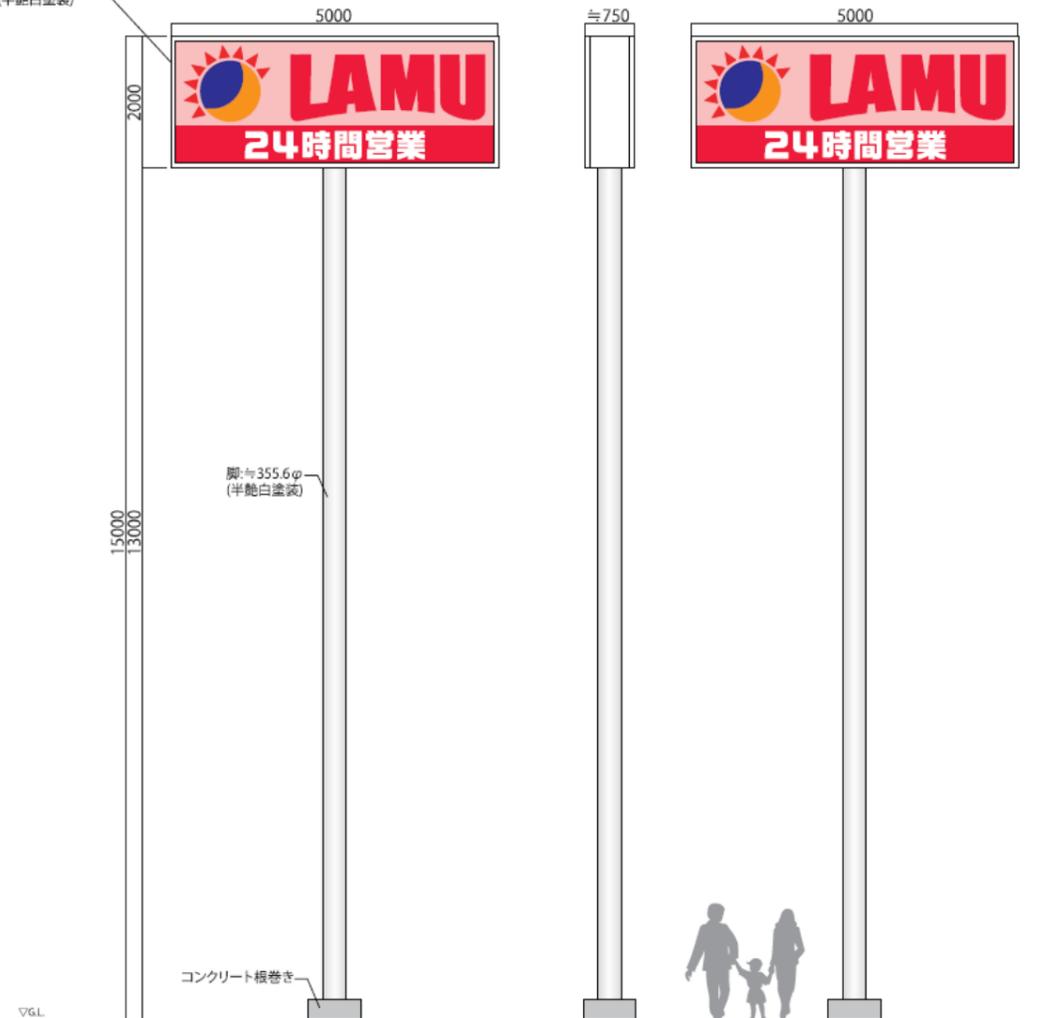


図面⑰ サイン等配置図 (ラ・ムー四国中央店)

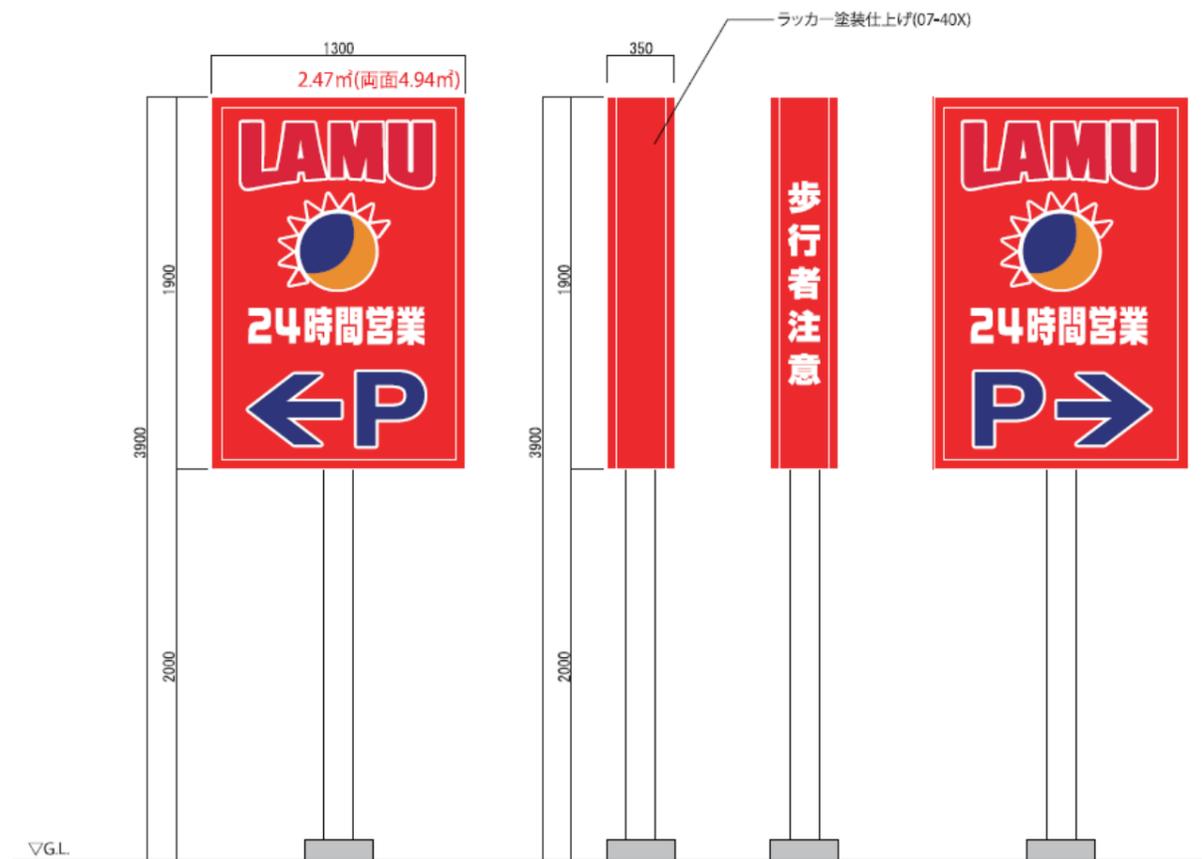


図面⑱ サイン等 (ラ・ムー四国中央店)

本体:鉄骨組み(半艶白塗装)
 板面:FFシート+インクジェット出力
 板金枠:見付け幅70mm(半艶白塗装)



【ポールサイン】



【順行面】

【国道側】

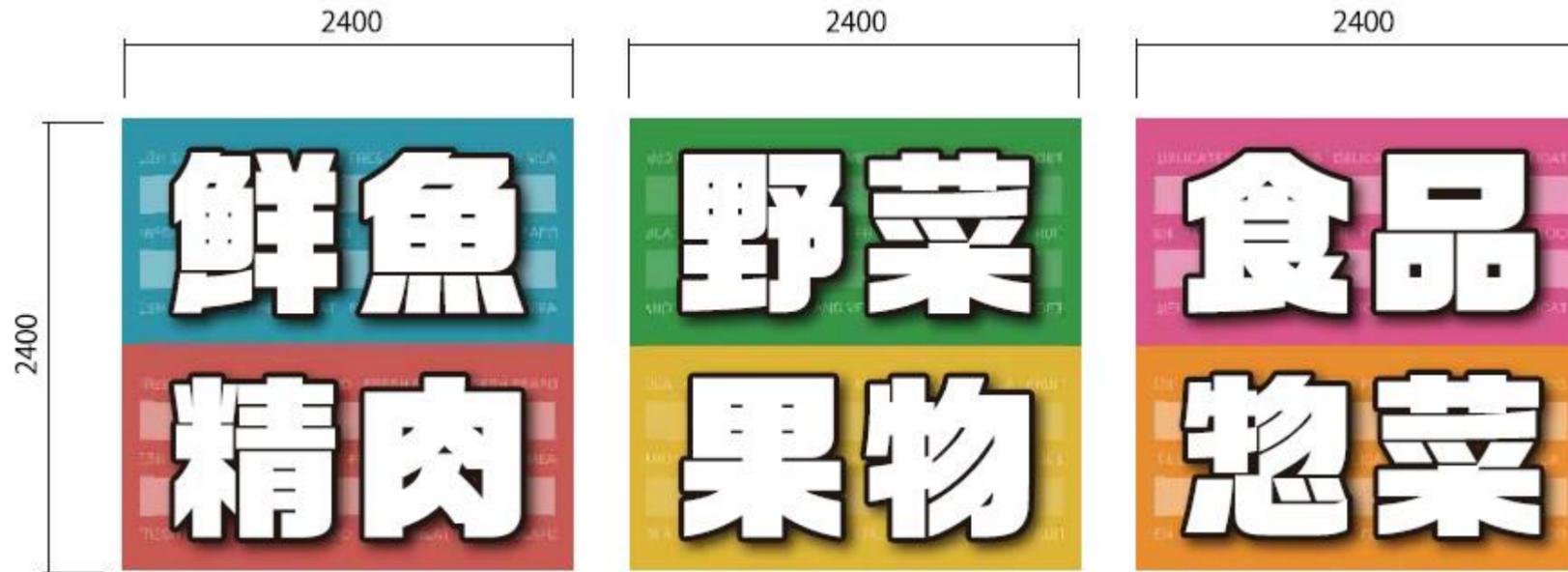
【敷地側】

【逆行面】

【INサイン】

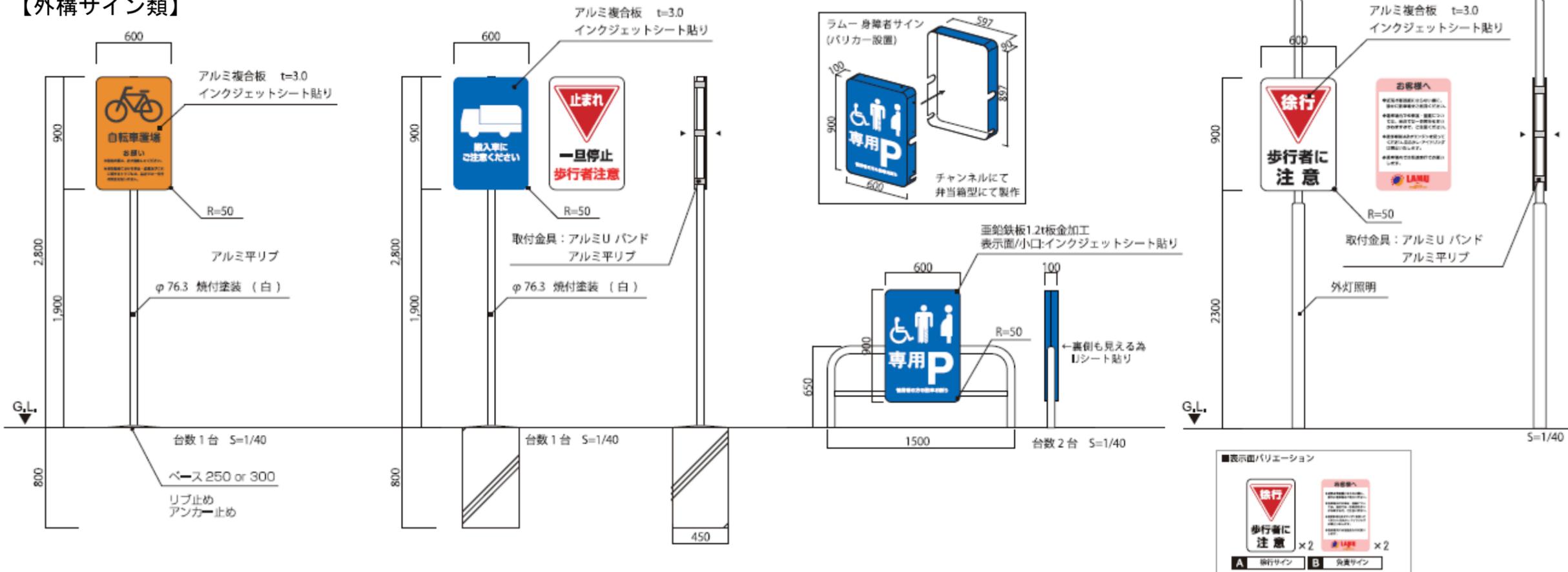
図面⑱ サイン等 (ラ・ムー四国中央店)

【用途サイン】

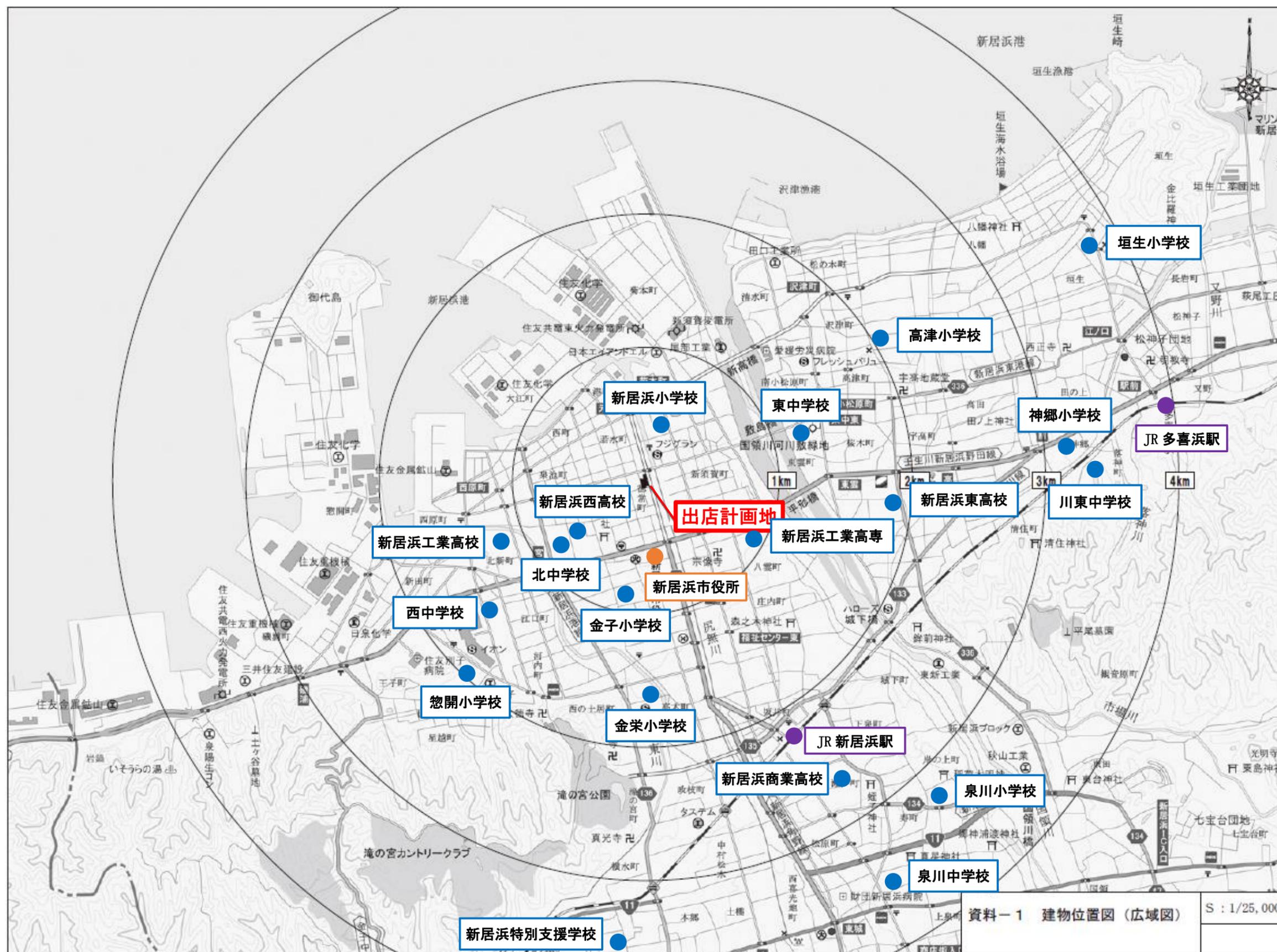


本体：アルミ複合板 (3t)+インクジェット出力シート (ツヤラミネート) 貼り

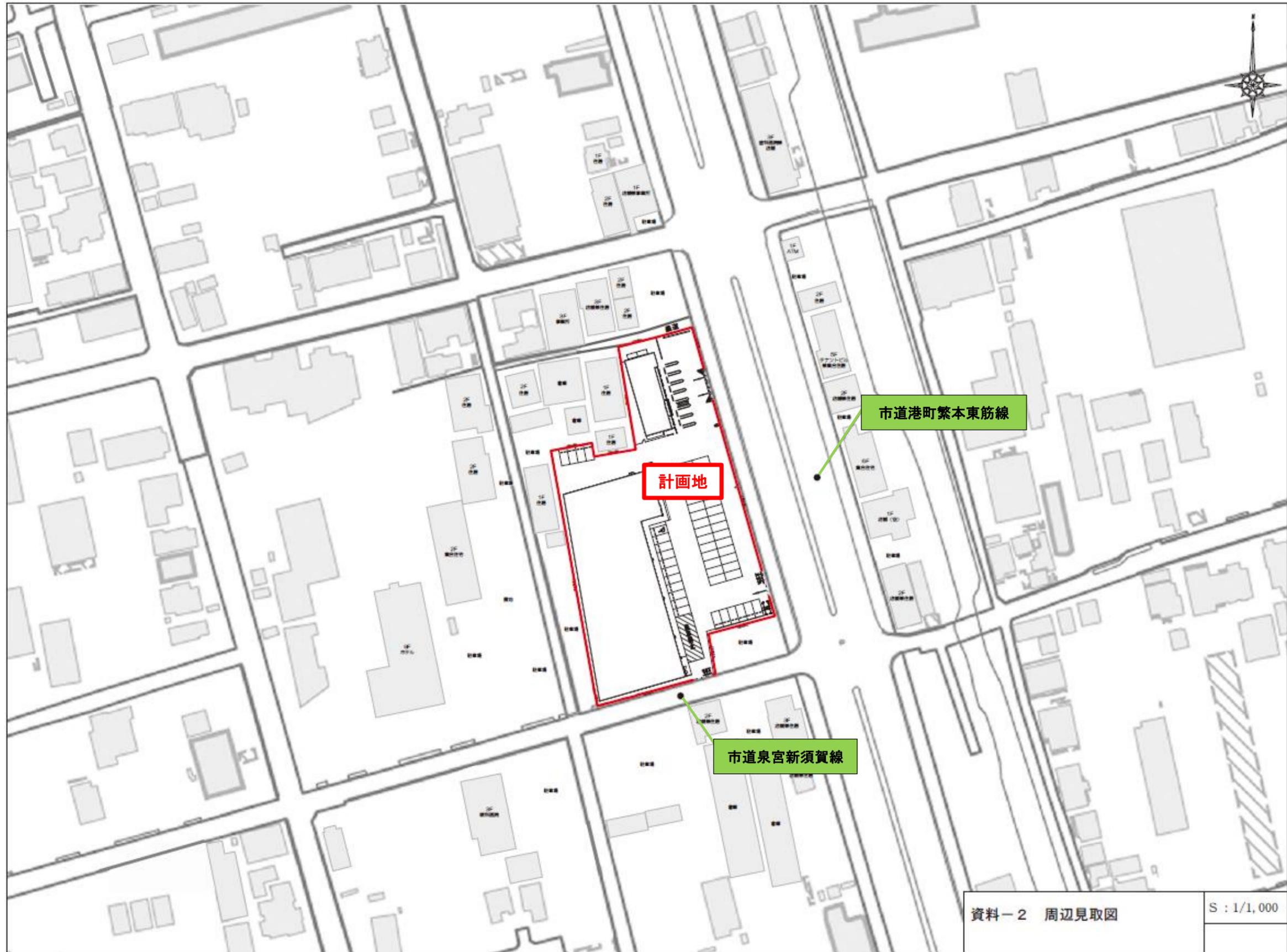
【外構サイン類】



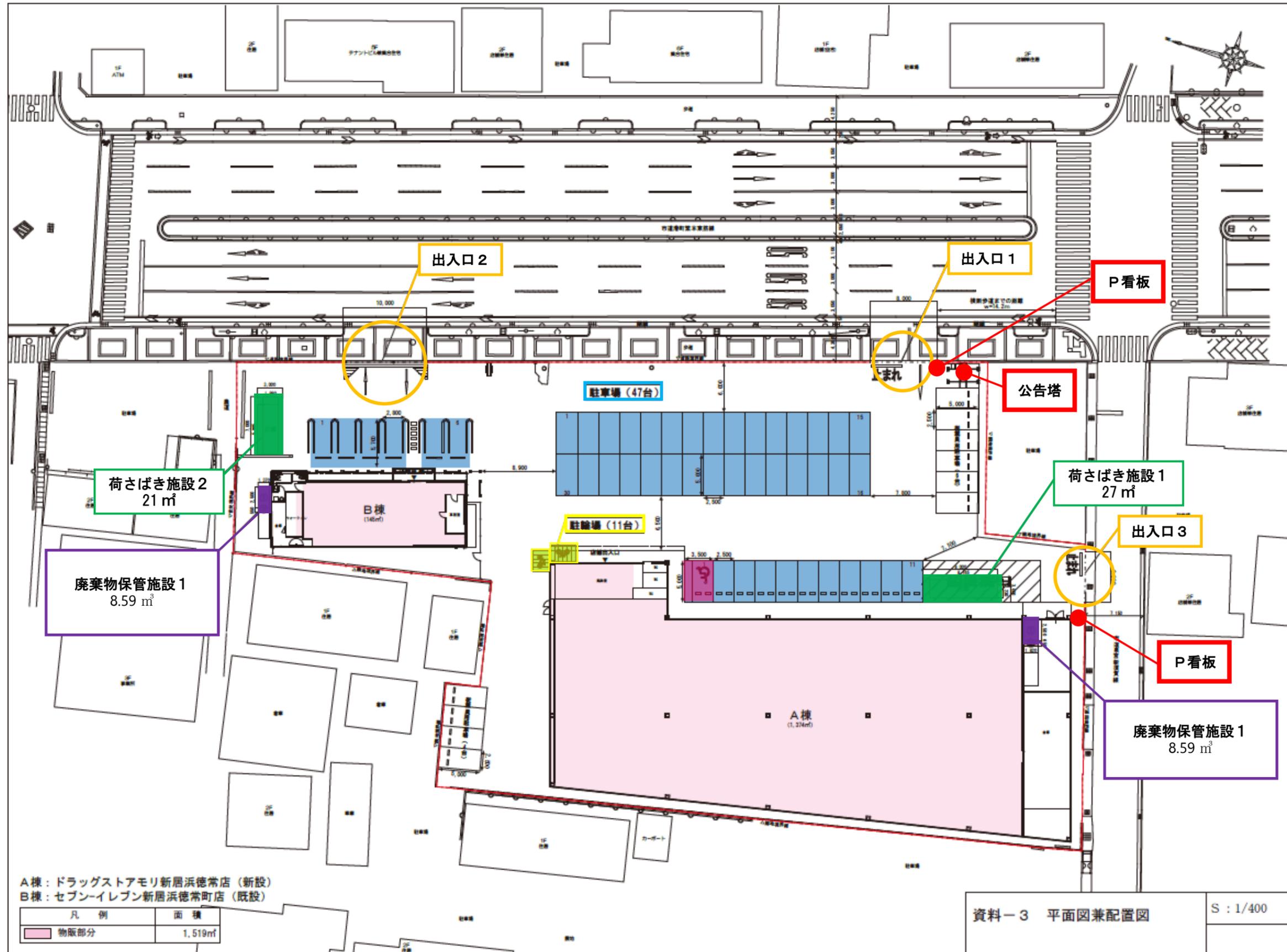
図面⑳ 広域見取図（（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブンイレブン新居浜徳常町店）



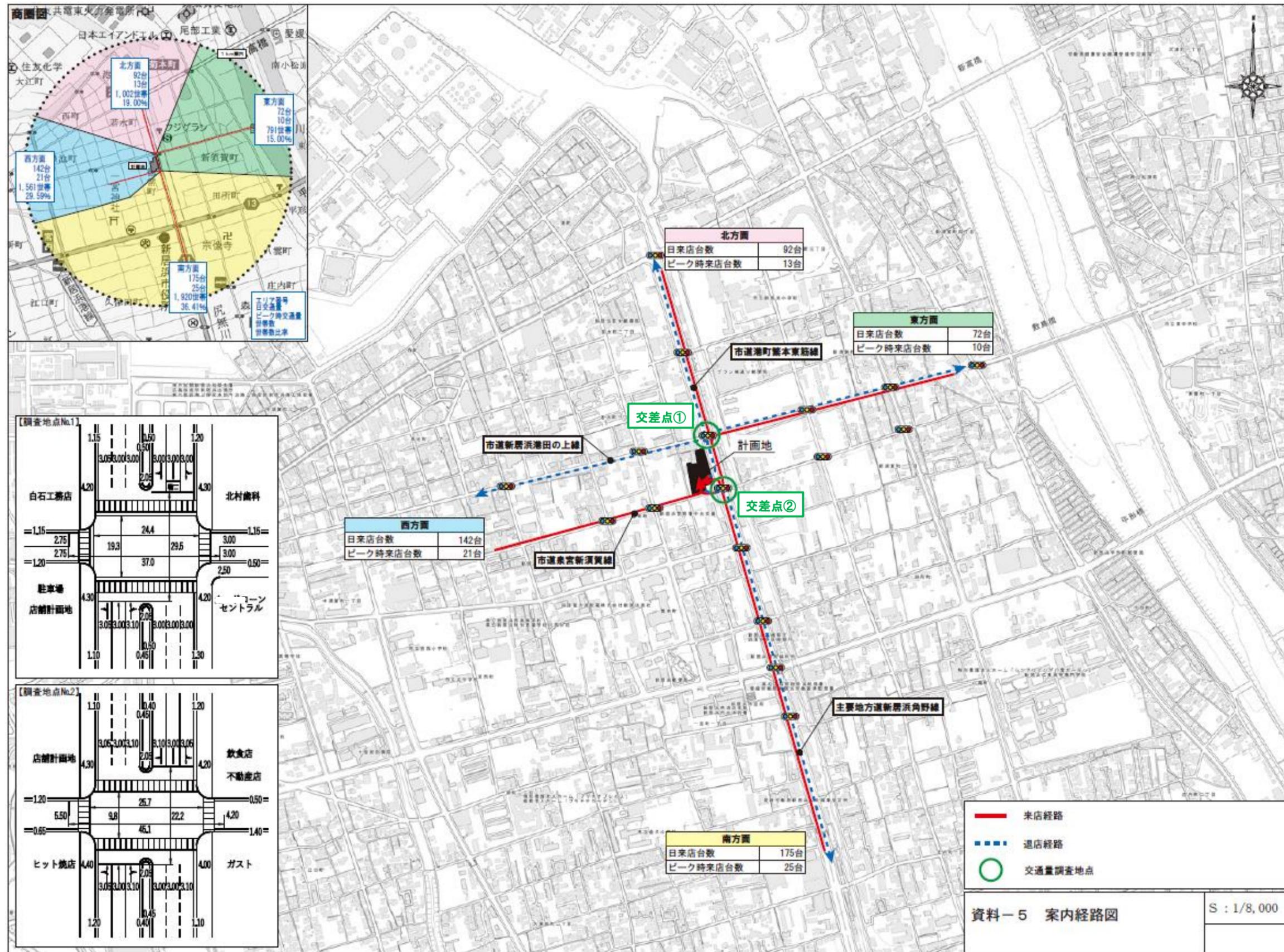
図面②① 周辺見取図（（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブンイレブン新居浜徳常町店）



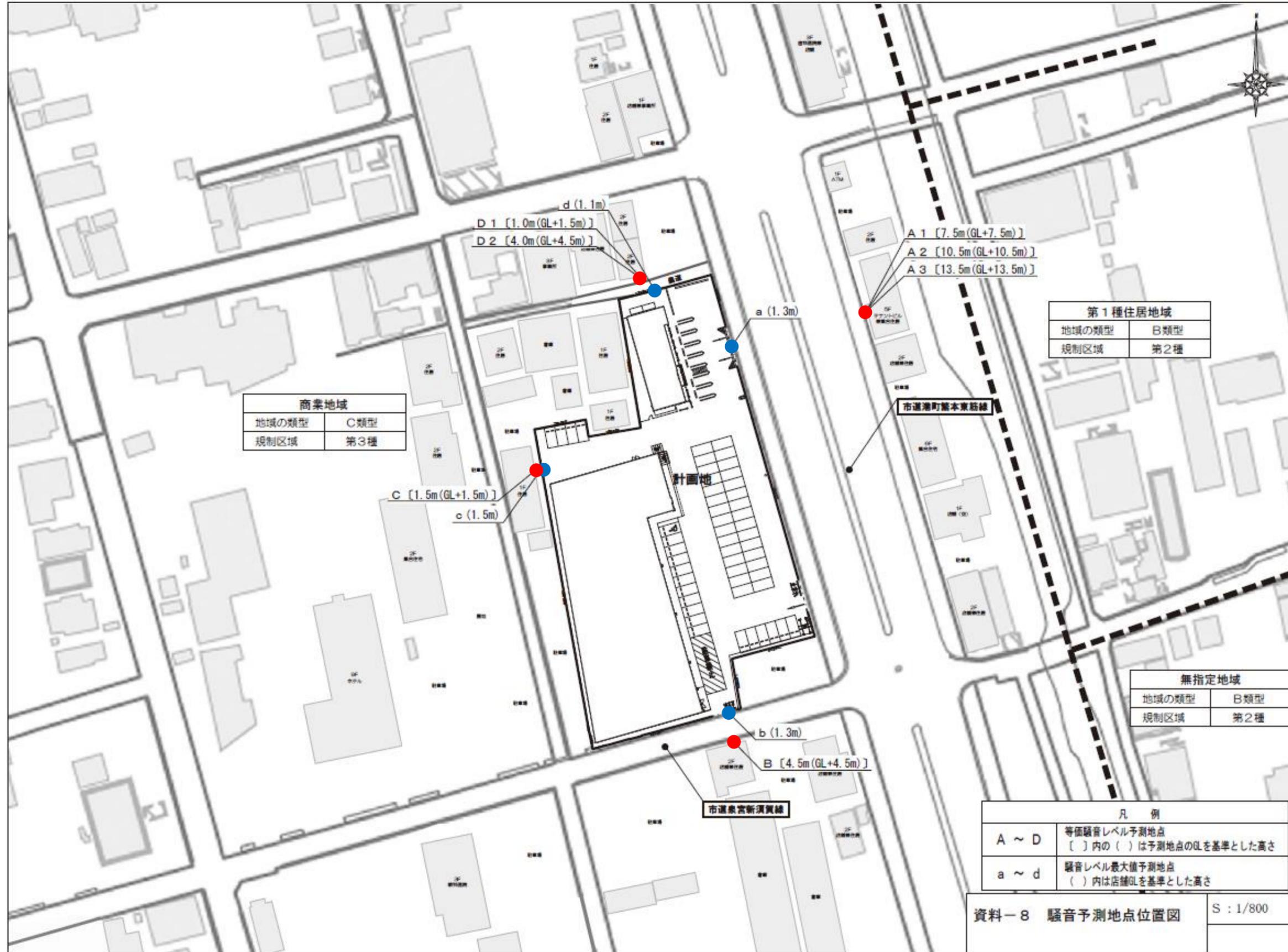
図面② 配置図（（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン-イレブン新居浜徳常町店）



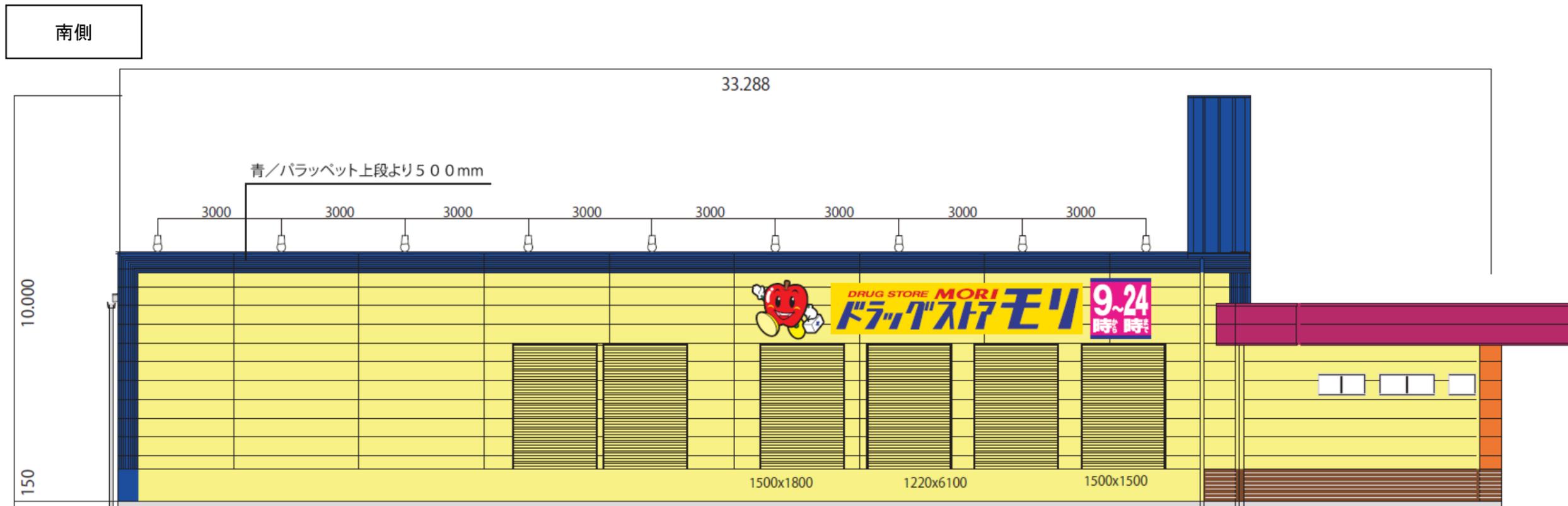
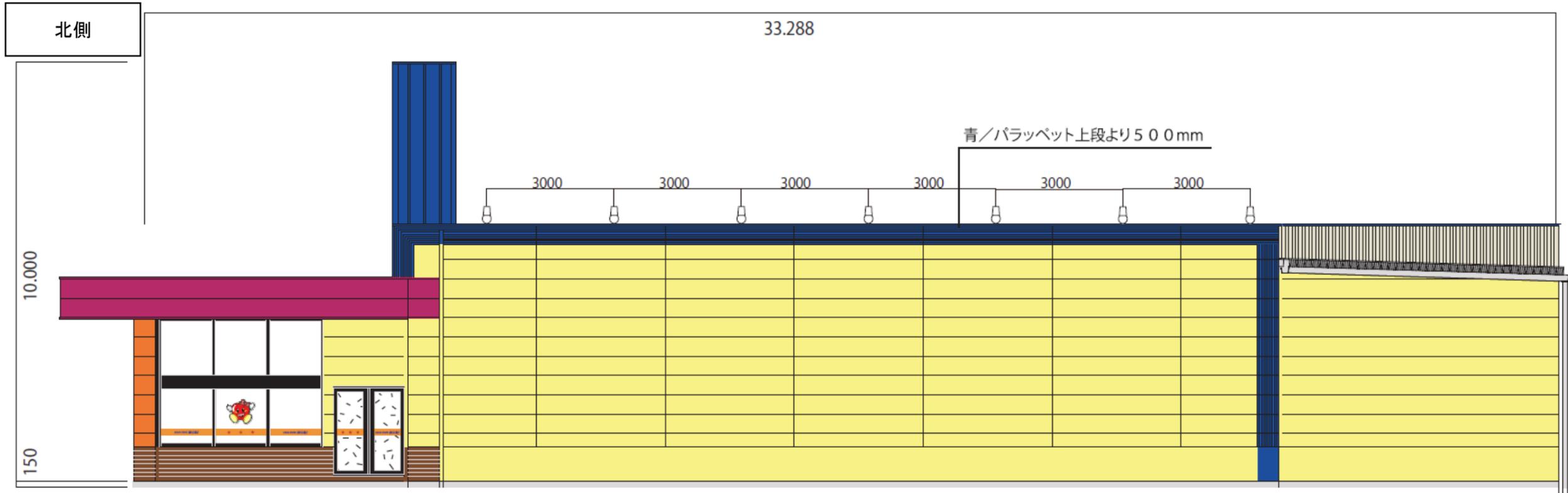
図面⑳ 誘導経路図（（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブンイレブン新居浜徳常町店）



図面②④ 騒音予測地点位置図（（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブーンイレブン新居浜徳常町店）

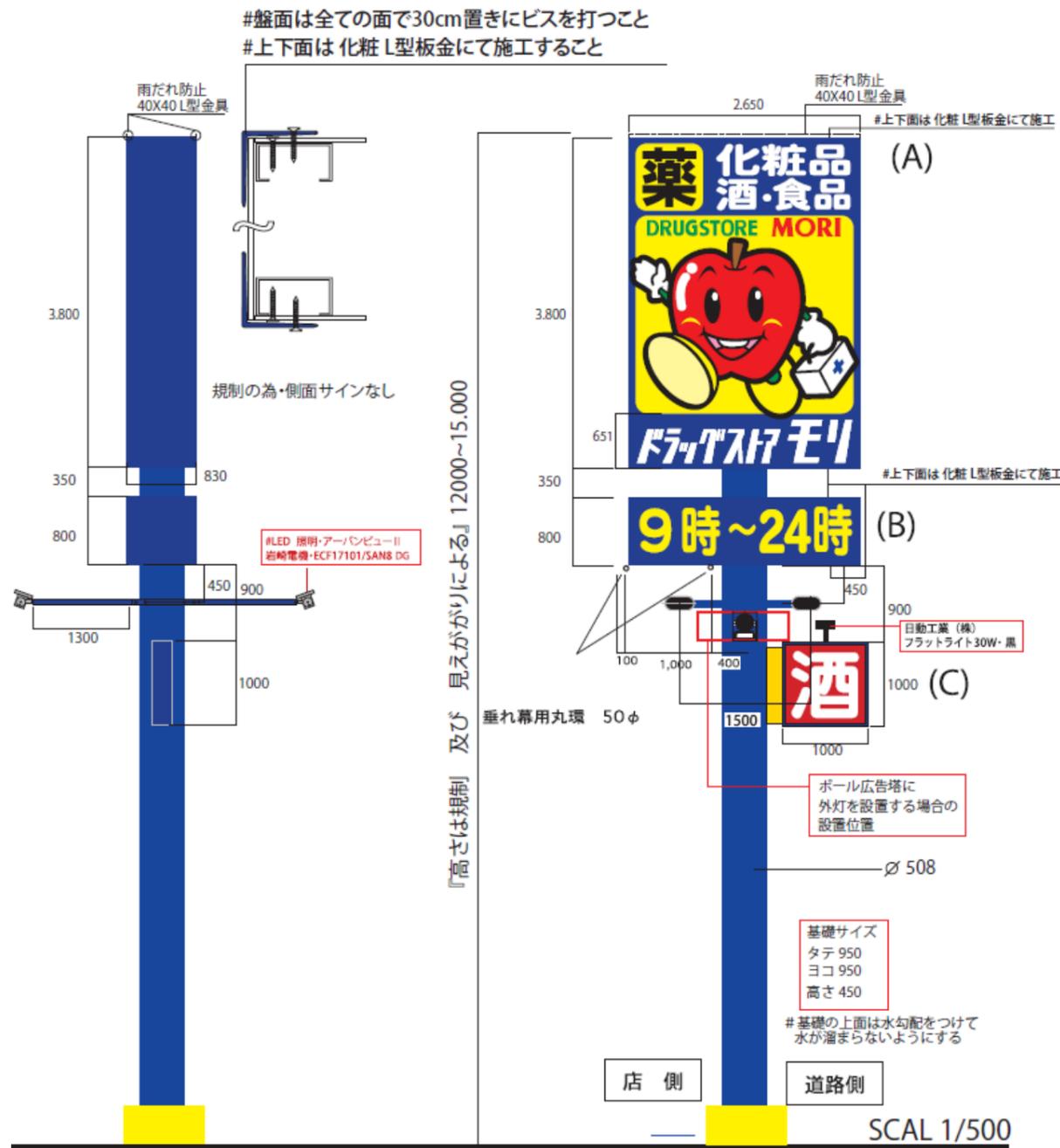


図面②⑥ 店舗外観等（（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン-イレブン新居浜徳常町店）

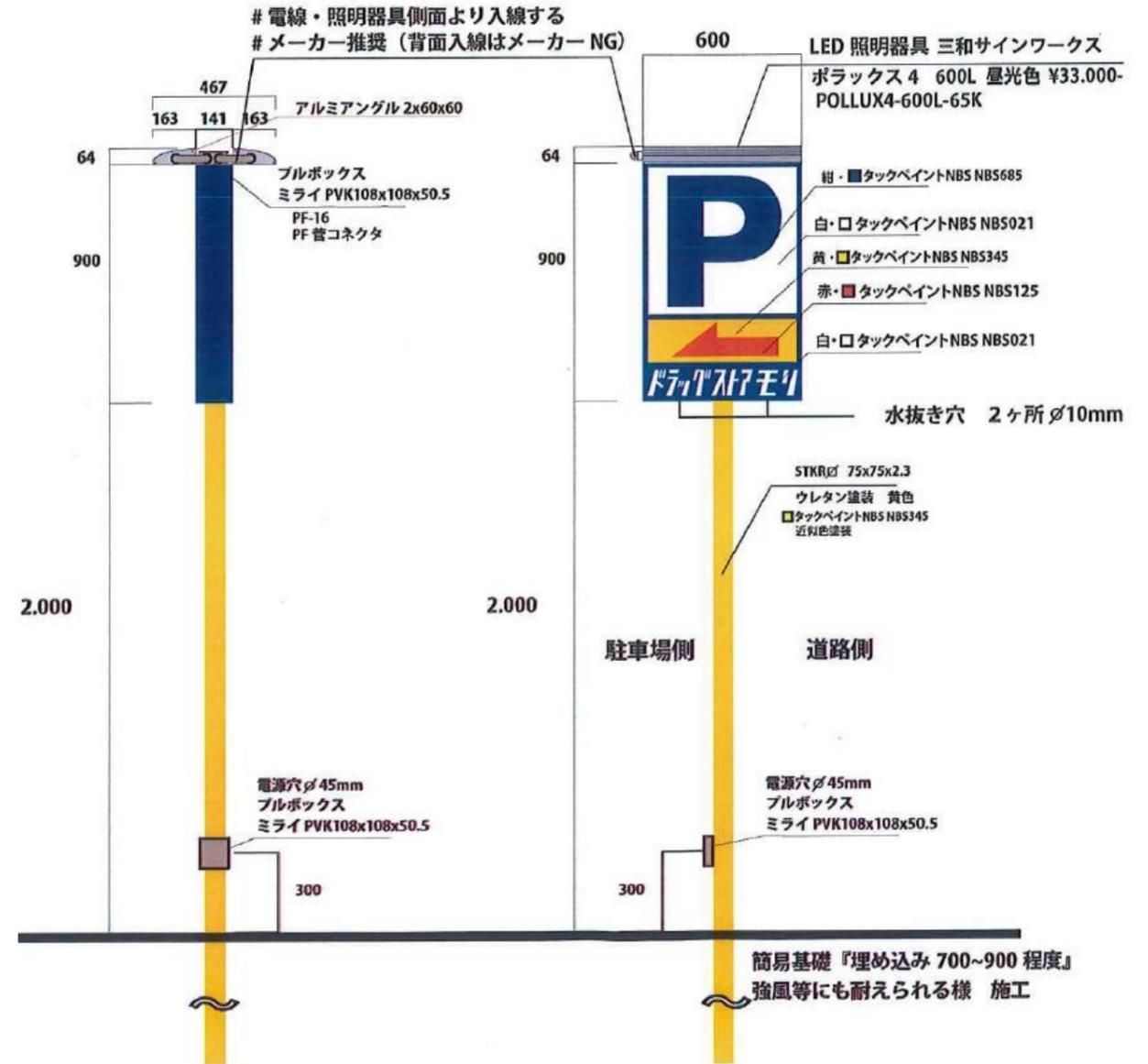


図面②⑦ 場内看板等（（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブンイレブン新居浜徳常町店）

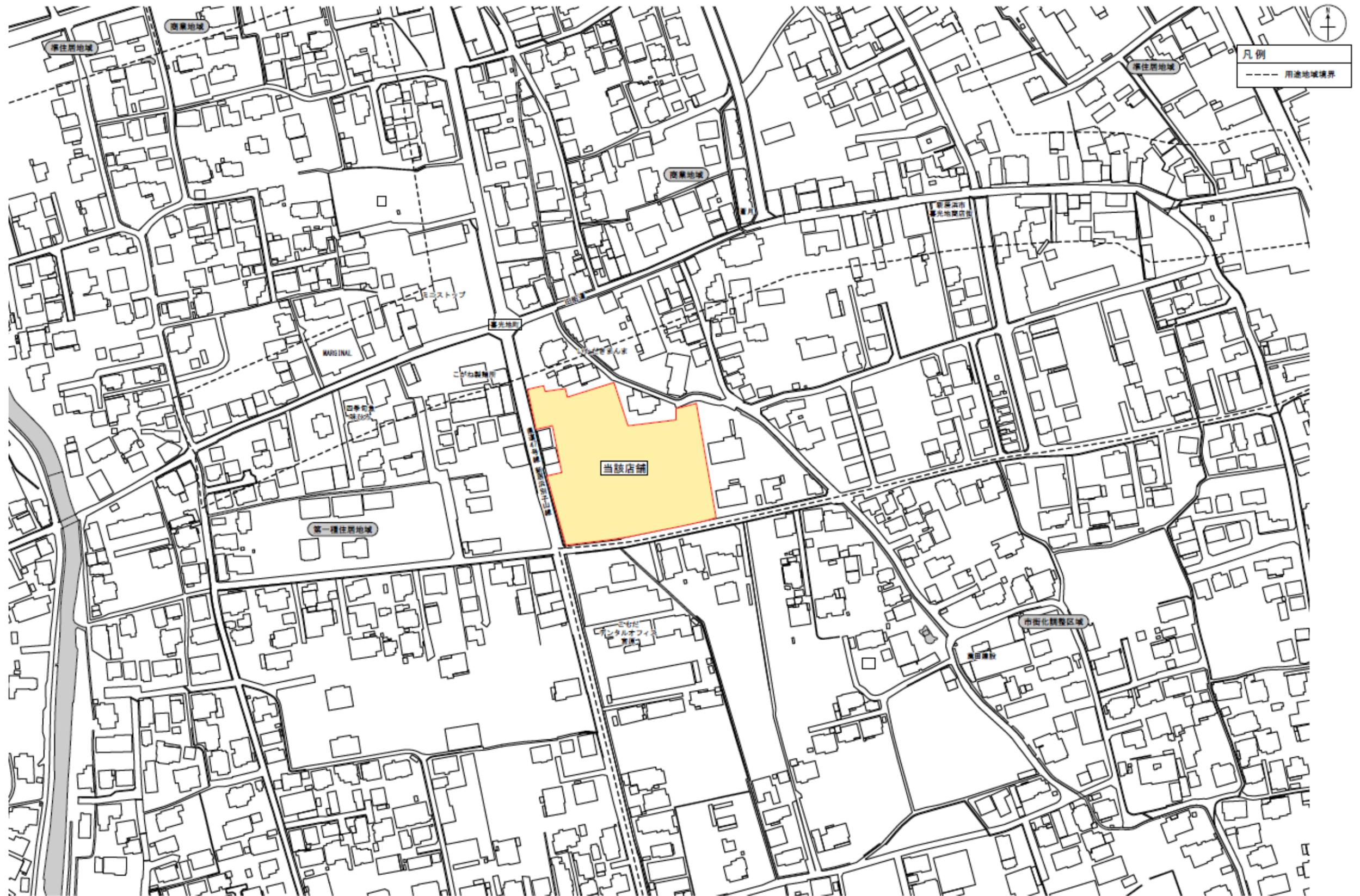
○広告塔



○P看板



図面㉔ 周辺見取図（クスリのアオキ喜光地店）

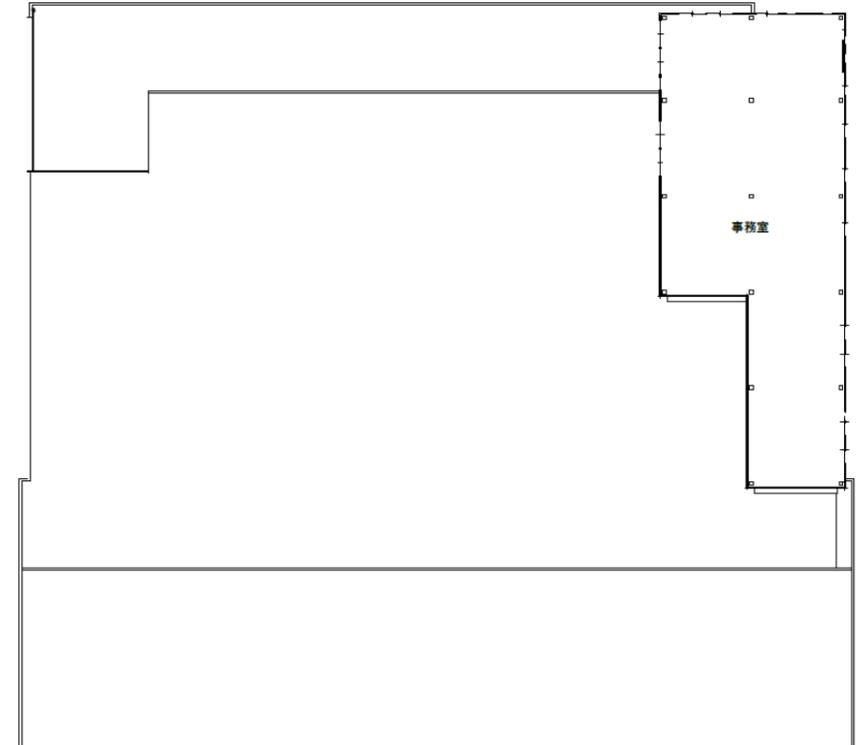


出典：基盤地図情報（国土地理院）を編集、加工し作成

図面③〇 配置図（クスリのアオキ喜光地店）変更前



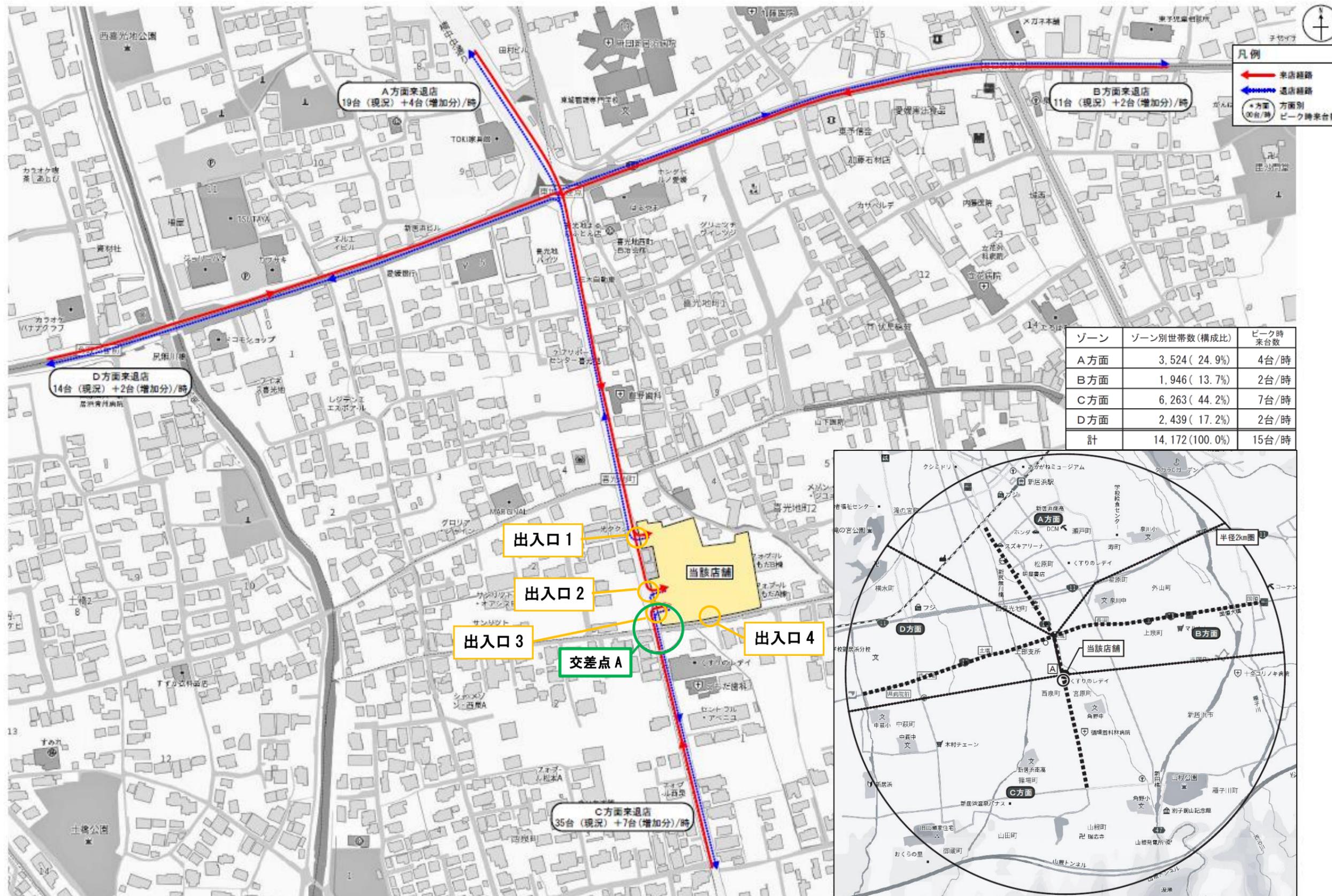
2階平面図（変更なし）



図面③① 配置図 (クスリのアオキ喜光地店) 変更後

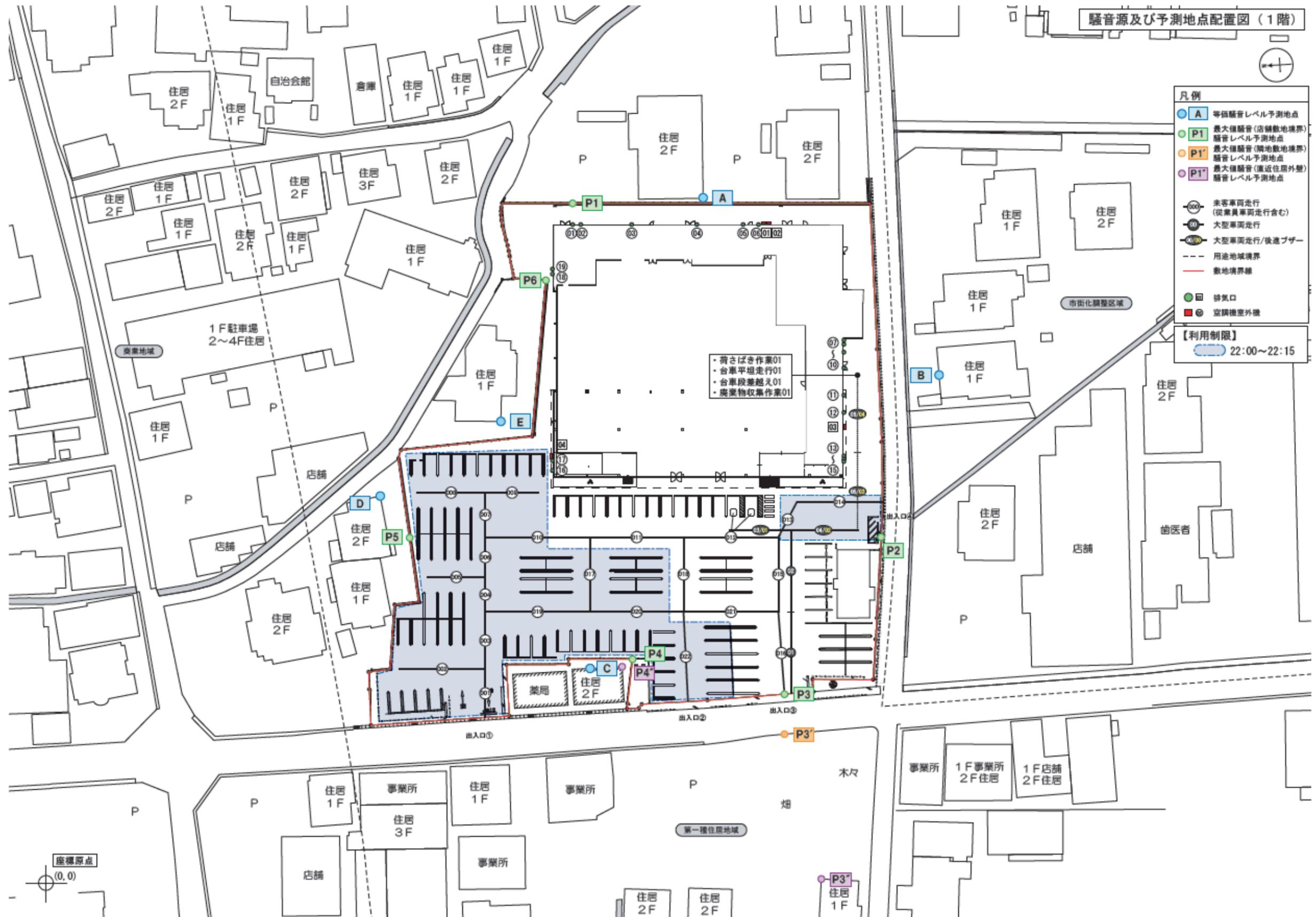


図面③② 誘導計画図 (クスリのアオキ喜光地店)



Copyright©2023 All Rights Reserved

図面③③ 騒音予測地点位置図（1階）（クスリのアオキ喜光地店）



図面③⑤ 店舗外観等（クスリのアオキ喜光地店）



図面③⑥ サイン配置図等（クスリのアオキ喜光地店）



【塔屋サイン】



図面③⑧ 場内看板等 (クスリのアオキ喜光地店)

出入口上部サイン



3tアルミ複合板(素地)+C/Sシート巻き込み貼り
 3M:SC001 ホワイト
 3M:SC234 オータムレッド(日産工G07-40Xと同等色)

正面壁面品目サイン



※C/Sタッチアップシート20φ必要
 ※裏面ボンドテープ必要

3t アルミ複合板 (素地)+指定色C/Sシート巻込貼
 ダイナカル:DC6003 アンティックブラウン
 再剥離白シート目隠し(1300x345)※再剥離目隠しシートはOPEN3日前に貼り
 3M:SC501 ブラック

消防三禁サイン



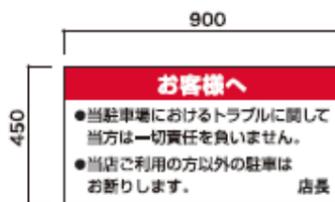
工事区分:A工事
 指定サイズ・カラーがあるか消防に要確認 ※各出店地域の規則による。
 3.0tアルミ複合板 +I/J出力シート貼 (指定色合わせ・グロスマニート)
 3M:SC234 オータムレッド

生鮮サイン



表示:3.0tアルミ複合板(素地)+指定色C/Sシート巻込貼
 ※C/Sタッチアップシート20φ必要
 ※裏面ボンドテープ仕込み
 ダイナカル:DC5035 ハンターグリーン
 ダイナカル:DC7011 マジョリカブルー
 ダイナカル:DC8014 テリアンパープル
 ビューカル:VC908 キャメル
 ビューカル:VC9084 レザーブラウン
 ダイナカル:DC7241 アガートブルー
 ※施工時剥離シート上貼 再剥離目隠しシートはOPEN3日前に貼り

免責サイン



3.0tアルミ複合板 +I/J出力シート貼 (指定色合わせ・グロスマニート)
 3M:SC234 オータムレッド

処方せんサイン



※開局時に取付
 ※C/Sタッチアップシートφ20必要
 ※裏面ボンドテープ仕込み

3.0t アルミ複合板+指定色C/Sシート巻込貼
 ダイナカル: DC2006 クロームイエロー
 ダイナカル: DC5109 ティーフグリーン
 3M:SC501 ブラック

正面平面店名サイン



表示:3.0tアルミ複合板(素地) 切文字 (小口塗装なし)
 ※裏面ボンドテープ仕込み
 ※白C/Sタッチアップシート20φ必要

薬局サイン



※開局時に取付
 ※C/Sタッチアップシートφ20必要
 ※裏面ボンドテープ仕込み

3.0tアルミ複合板(素地)+指定色C/Sシート巻込貼
 3M:SC501 ブラック
 ダイナカル: DC5076 ジャスパークグリーン

※内覧からのシート貼りは避ける
 (看板禁止区域、または制限がある場合は調剤支援担当者にご相談)
 コルトン看板よりも優先順位を上げる。

正面壁面営業時間サイン



3.0tアルミ複合板(素地)+指定色C/Sシート巻込貼
 ダイナカル:DC6003 アンティックブラウン
 3M:SC501 ブラック
 ※C/Sタッチアップシート20φ必要
 ※裏面ボンドテープ必要